

業 務 概 況

平成30年版



国 土 交 通 省

九州運輸局 長崎運輸支局

目 次

I. 管内の概要

1. 長崎県の概要	1
2. 長崎県の運輸の概要	1
3. 長崎県の観光の概況	4

II. 総務企画関係業務

1. 海事思想普及の取組の概況	6
2. 倉庫業の概況	7

III. 運航関係業務

1. 旅客船航路事業の概況	8
2. 一般旅客定期航路事業の概況	10
3. 旅客不定期航路事業の概況	11
4. 人の運送をする内航不定期航路事業の概況	11
5. 内航海運事業の概況	12
6. 不開港場寄港及び沿岸輸送特許業務の概況	12
7. 港湾運送事業の概況	13

IV. 船舶関係業務

1. 造船事業の概況	14
2. 船舶登録の概況	15
3. 船用工業の概況	15
4. モーターボート事業の概況	16

V. 船舶検査関係業務

1. 船舶検査関係業務の概況	17
----------------	----

VI. 船員関係業務

1. 船員関係業務の概況	18
2. 船員職業安定関係業務の概要	18
3. 船員法関係業務の概況	19
4. 水先関係業務の概況	19

Ⅶ. 運航労務監理官関係業務

- 1. 運航労務監理官関係業務の概況 2 0
- 2. 船舶の安全運航・船員労働の監督業務の概況 2 0
- 3. 船舶の安全運航のための安全啓発業務の概況 2 1

Ⅷ. 外国船舶監督関係業務

- 1. 外国船舶監督関係業務の概況 2 3

Ⅸ. 輸送関係業務

- 1. 乗合バス事業の概況 2 4
- 2. 貸切バス事業の概況 2 5
- 3. タクシー事業の概況 2 6
- 4. レンタカー事業の概況 2 8
- 5. トラック事業の概況 2 9

X. 自動車登録関係業務

- 1. 自動車登録の概況 3 0

XI. 自動車検査・整備・保安関係業務

- 1. 自動車検査業務の概況 3 2
- 2. 自動車整備事業関係業務の概況 3 2
- 3. 街頭検査に関する実施状況 3 3

XII. 支局・事務所管轄図 3 4

XIII. 沿 革 3 7

XIV. 関係団体一覧表 4 0

XV. 長崎運輸支局の組織図 4 3

XVI. 支局・事務所所在地 4 4

1. 長崎県の概要

長崎県は、九州の西北部に位置し、東西 213km、南北 307km におよぶ県域であり、総面積 4,105.47km²(平成 23 年 10 月 1 日現在)は平坦地に乏しく、いたるところに山岳、丘陵が起伏し、海岸線は多くの半島、岬と湾、入江から形成されている。海岸線の延長は 4,184km におよび、北海道に次ぎ全国第二位の長さとなっている。

長崎県は明治 22 年に市町村制がしかれた当時は、長崎市1市のほか 15 町、289 村あったが、その後新市の誕生、町村合併などにより、平成 25 年 3 月 31 日現在、13 市 8 町となっている。

平成 31 年 1 月 1 日現在の推計人口は、1,337 千人となっており、そのうち長崎市 415 千人、佐世保市 249 千人、諫早市 135 千人となっており、平成 30 年 1 月 1 日の 1,351 千人より 14 千人減少している。

2. 長崎県の運輸の概要

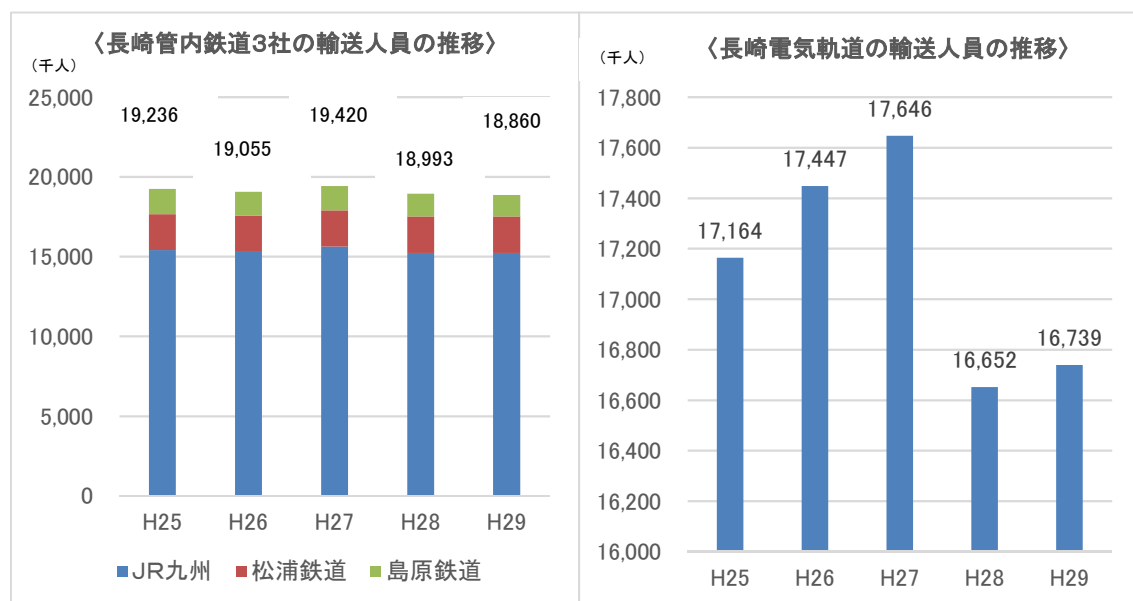
鉄道・軌道

長崎県には九州旅客鉄道(JR九州)の長崎本線、佐世保線、大村線の 3 路線のほか、民営の島原鉄道、第三セクターの松浦鉄道及び民営の長崎電気軌道の路面電車が運行されている。

現在、九州新幹線(西九州ルート)の平成 34 年度開業を目指した再開発が長崎駅・諫早駅・新大村駅(仮称)周辺で進められるとともに、長崎では、交通渋滞や交通事故の解消のため長崎駅から浦上駅までの高架化を図り、観光都市の窓口にふさわしいまちづくりが進められている。

松浦鉄道、島原鉄道は、地域に密着した公共交通機関として通勤・通学に重要な役割を果たしており、定期券利用者も多い。

長崎電気軌道は、長崎市内の通勤・通学の交通機関として利用されるとともに、観光客の移動手段としても利用されている。

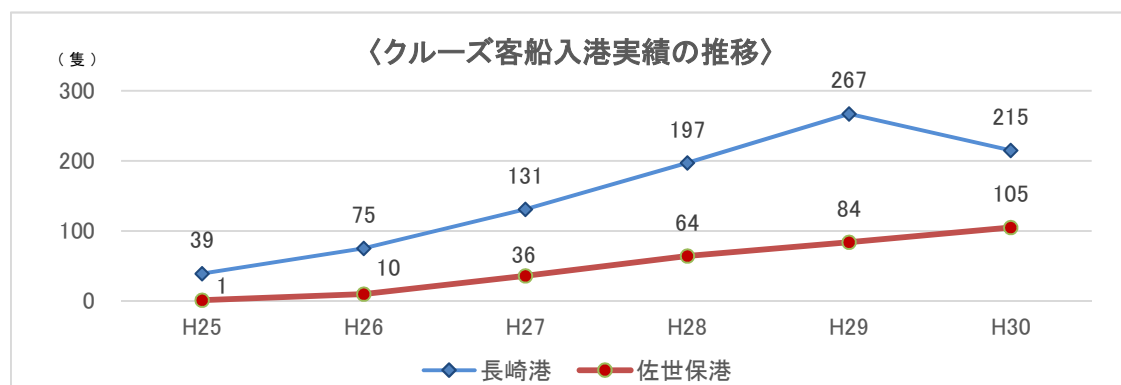


港 湾

長崎県は、地理的な自然条件から4,184kmの長大な海岸線に、重要港湾5港（長崎港、佐世保港、福江港、郷ノ浦港、厳原港）・地方港湾77港・56条港湾（港湾区域の定めのない港湾）22港を数える全国有数の港湾県であり、また、284港の漁港のうち、離島等に存在する漁港は水産業の根拠地としての機能と外部を結ぶ定期便が発着する生活基盤としての役割を果たしている。

長崎港は平成23年11月に対岸諸国（中国・韓国・ロシアなど）との経済発展を我が国の成長に取り込むことなどを目的とした日本海側拠点港のうち「外航クルーズ（定点クルーズ）」の拠点港に、佐世保港は平成29年1月に「官民連携による国際クルーズ拠点」を形成する港湾にそれぞれ選定され、整備が進められている。

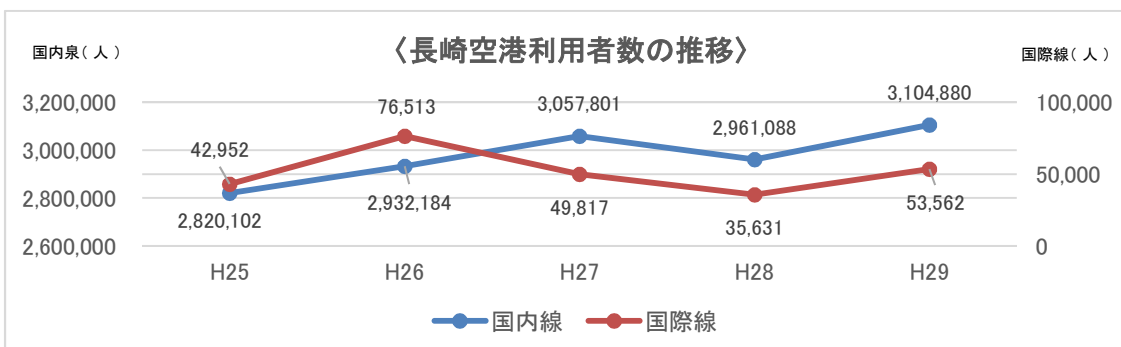
平成30年の外航クルーズ船の寄港数は、長崎港で215隻（全国3位）、佐世保港で105隻（全国5位）となっており、全国でも有数の国際観光港となっている。



空 港

長崎県内には、昭和50年に世界初の海上空港として開業した長崎空港のほか、多くの離島を要する地勢から福江空港、壱岐空港、対馬空港の計4空港に定期便が就航し、全国の主要都市及び本土と結ぶ航空網を形成している。

長崎空港は本県の空の玄関口として、国内線は東京、大阪、名古屋、那覇など10路線、国際線は上海・ソウルの2路線が就航し、平成29年度の利用者数は3,158千人（国内線3,105千人、国際線（チャーター便含む）53千人）であった。また、離島空港の利用者数は420千人で、各離島と九州本土を結ぶ生活路線としての役割を果たしている。

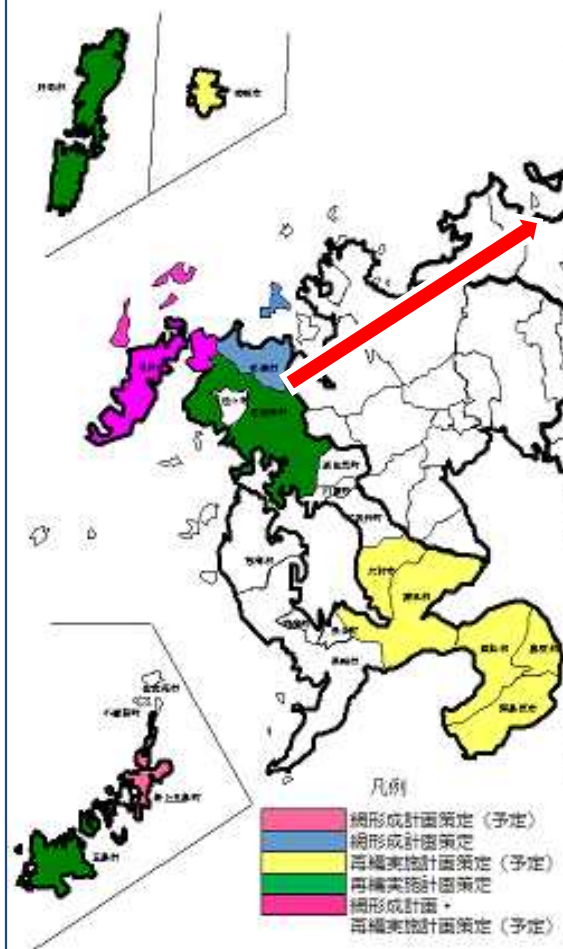


資料：長崎県『航空利用の概況』から作成

《地域公共交通の活性化・再生への取組》

地域公共交通は、地域住民の通勤、通学、買い物、通院といった日常生活に必要な移動を支えるとともに、まちの賑わいの創出や、国内外の観光客を含む地域内外の交流人口の増加等を通じ、地域経済を支える機能も有しています。

長崎県下では、地域公共交通の活性化・再生に向けて、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携した面的な公共交通ネットワークの再構築が進められています。

**網形成計画・再編実施計画策定状況
(H30.12現在)**

**佐世保市地域公共交通再編実施計画
(国土交通大臣認定)の概要**
**バス運行体制の一体化にあわせて
以下の施策を実施**

- バス運行本数の適正化
(需給バランスを踏まえ運行本数・ダイヤを設定)
- 交通不便地区対策
(デマンドタクシーへの転換等)
- 路線、経由地の整理
- 区間運行バスの設定(運行系統の短縮)
- 昼間の時刻表の等間隔化
- その他の利便性向上策(共通定期券の設定等)



**バス網の再編を実施することにより
「効率化」と「利便性」の向上を達成**

また、交通不便地域等においては、地域公共交通確保維持改善事業費補助金制度を活用して、生活路線等の確保・維持・改善が図られている。

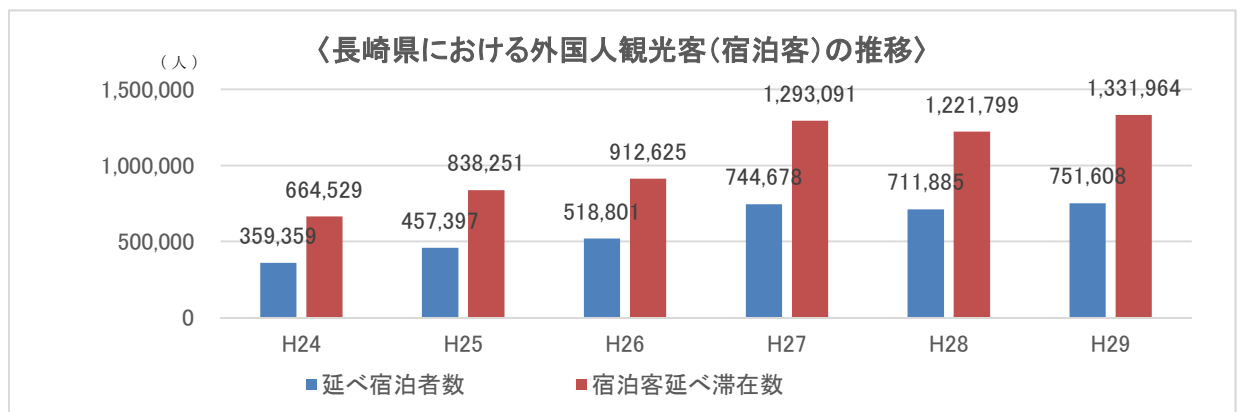
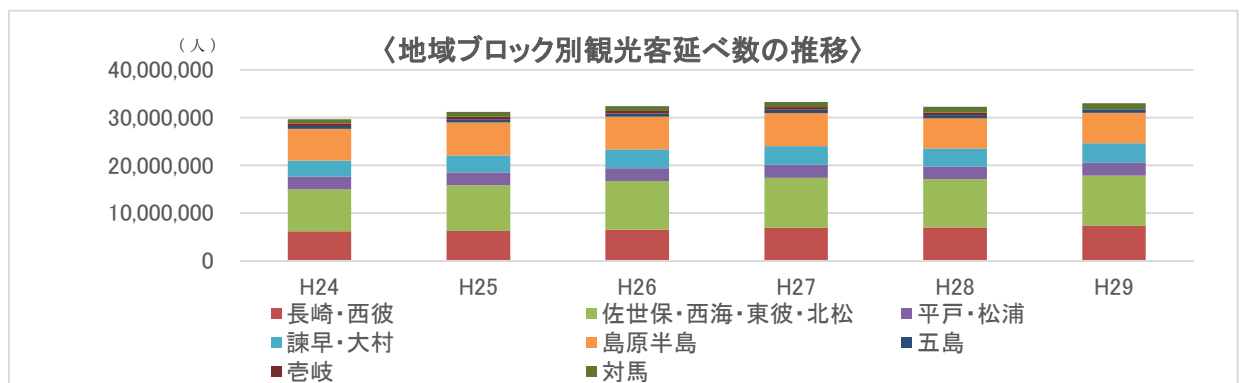
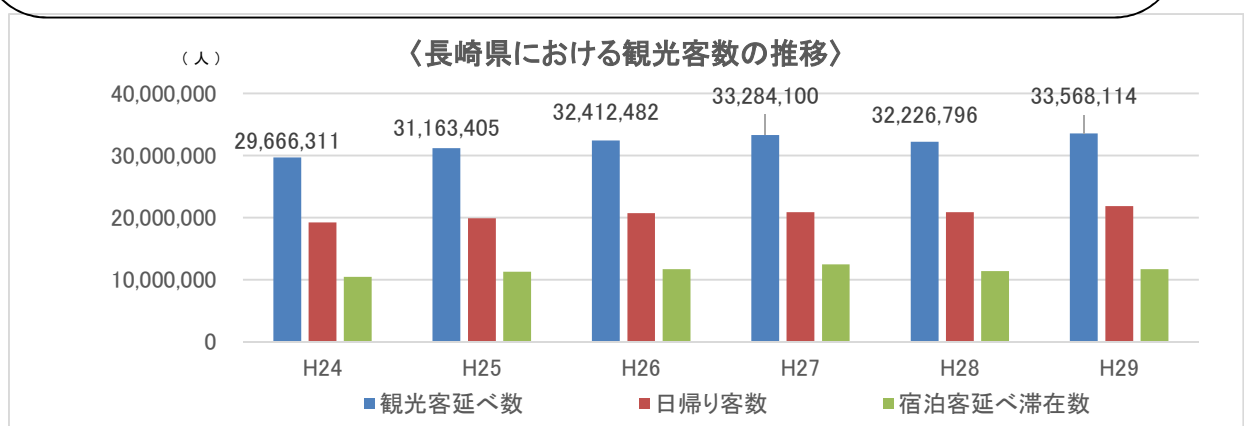
〈長崎県内における生活確保維持計画の認定(国庫補助系統数等)の推移〉

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
地域間幹線系統	38系統	40系統	38系統	36系統
地域内フィーダー系統	58系統	61系統	69系統	73系統
離島航路	23航路	23航路	23航路	23航路

3. 長崎県の観光の概況

長崎県は、古くから海外との交流による歴史文化や独自の食文化など観光資源が豊富で、国内外からの観光客を引き付けいている。また、「明治日本の産業革命遺産」、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」、「出島表門橋架橋」などの新たな観光資源を付加するなど、県内各地域が観光資源を磨きなおし、魅力的な観光まちづくりに取り組んでいる。

平成 29 年に長崎県を訪れた観光客延べ数は 33,568 千人（対前年比 4.2% 増）で、県が統計をとりはじめた昭和 47 年以降、過去最高となっている。平成 28 年 4 月に発生した熊本地震の影響からの持ち直しやクルーズ客船の入港隻数、外国人宿泊客数が過去最高となったことなどから、観光客延べ数は 1,341 千人増加、特に日帰り客は 1,009 千人と大幅に増加し、6 年連続で過去最高を更新している。



資料：『長崎県観光統計』から作成

長崎県内の主な観光関係施策一覧

自治体名	主な観光関係施策
長崎市	・(一社)長崎国際観光コンベンション協会が日本版 DMO(地域 DMO)に認定 H30.3 登録 ・JNTO認定「外国人観光案内所」設置(長崎駅、出島ワープ) ・浜んまち 免税一括カウンター設置 H28.2.1 ・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(大浦天主堂 他) H30.7 世界文化遺産登録 ・明治日本の産業革命遺産(小菅修船所跡・端島炭鉱・旧グラバー住宅 等) H27.7 世界文化遺産登録 ・観光立国ショーケースとして、銅路市、金沢市と共に選出 H28.1.29 ・地域資源を活用した観光地魅力創造事業(H27・28 年度)選定 H27.6.26 ・広域観光周遊ルート形成促進事業における広域観光拠点地区(大浦天主堂・軍艦島)認定 H27.6.12
佐世保市	・(公財)佐世保観光コンベンション協会が日本版 DMO(地域連携 DMO)に認定 H29.11 登録 ・佐世保港が「官民連携による国際クルーズ拠点」を形成する港湾に選定 H29.1.31 ・JNTO認定「外国人観光案内所」設置(佐世保駅) ・佐世保港国際ターミナル(葉港テラス)完成 H27.2.21 ・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(黒島の集落)H30.7 世界文化遺産登録 ・広域観光周遊ルート形成促進事業における広域観光拠点地区(九十九島パールシーリゾート)認定 H27.6.12 ・「海風の国」佐世保・小値賀観光圏 【認定期間:H25.4.1～H30.3.31、構成自治体:佐世保市・小値賀町】 ・日本遺産「日本の磁器のふるさと肥前 ～百花繚乱のやきもの散策～」 H28.4.25 認定 【対象地域:佐世保市・平戸市・波佐見町・佐賀県(唐津市・伊万里市・武雄市・壱岐市・有田町)】 ・日本遺産「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴 ～日本近代化の躍動を体感できるまち～」 H28.4.25 認定 【対象地域:佐世保市・呉市・横須賀市・舞鶴市】
島原市	・(株)島原観光ビューローが日本版 DMO 候補法人登録(地域 DMO) ・広域観光周遊ルート形成促進事業における広域観光拠点地区(島原温泉・島原半島ジオパーク) ・島原半島が世界ジオパーク認定(H21.8)
大村市	・JNTO認定「外国人観光案内所」設置(長崎空港)
平戸市	・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(平戸の聖地と集落(春日集落と安満岳・中江ノ島)) H30.7 世界文化遺産登録 ・九州オルレ 平戸コース ・日本遺産「日本の磁器のふるさと肥前 ～百花繚乱のやきもの散策～」 H28.4.25 認定 【対象地域:佐世保市・平戸市・波佐見町・佐賀県(唐津市・伊万里市・武雄市・壱岐市・有田町)】
対馬市	・日本遺産「国境の島 壱岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～」 H27.4.24 認定 【対象地域:対馬市・壱岐市・五島市・新上五島町】
壱岐市	・家族の時間づくりプロジェクト拡大推進事業 H27.4.28 選定【対象地域:壱岐市のみ】 ・日本遺産「国境の島 壱岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～」 H27.4.24 認定 【対象地域:対馬市・壱岐市・五島市・新上五島町】
五島市	・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(奈留島の江上集落・久賀島の集落) H30.7 世界文化遺産登録 ・日本遺産「国境の島 壱岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～」 H27.4.24 認定 【対象地域:対馬市・壱岐市・五島市・新上五島町】
雲仙市	・広域観光周遊ルート形成促進事業における広域観光拠点地区(雲仙温泉・島原半島ジオパーク) H27.6.12 認定 ・島原半島が世界ジオパーク認定(H21.8)
南島原市	・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(原城跡) H30.7 世界文化遺産登録 ・広域観光周遊ルート形成促進事業における広域観光拠点地区(小浜温泉・島原半島ジオパーク)認定 H27.6.12 ・島原半島が世界ジオパーク認定(H21.8) ・九州オルレ 南島原コース
東彼杵郡:波佐見町	・日本遺産「日本の磁器のふるさと肥前 ～百花繚乱のやきもの散策～」 H28.4.25 認定 【対象地域:佐世保市・平戸市・波佐見町・佐賀県(唐津市・伊万里市・武雄市・壱岐市・有田町)】
北松浦郡:小値賀町	・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(野崎島の集落後) H30.7 世界文化遺産登録 ・「海風の国」佐世保・小値賀観光圏 【認定期間:H25.4.1～H30.3.31、構成自治体:佐世保市・小値賀町】
南松浦郡:新上五島町	・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(頭ヶ島の集落) H30.7 世界文化遺産登録 ・日本遺産「国境の島 壱岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～」 H27.4.24 認定 【対象地域:対馬市・壱岐市・五島市・新上五島町】



H30.10 「地方図柄入りナンバープレート」 交付開始

1. 海事思想普及の取組の概況

「海」に対する国民の理解と認識を高める目的で設けられた7月の「海の月間」を中心に、海事思想普及のため様々な活動を行っている。

これらの取組は、海運・造船などの海事産業で若年労働者不足が深刻化していることから、次世代を担う子供たちに海事産業への理解を深めてもらい、将来の海事に携わる人材の育成を目的とする取り組み「次世代人材育成推進事業」を兼ね、小・中学生を対象に造船所施設等の見学会などを開催している。

年 月 日	開 催 内 容	参 加 者	概 要
H30.7.6	海事産業施設見学会	佐世保市立赤崎小学校 51名	造船所、フェリー見学及び佐世保港内クルーズ実施
H30.7.10	海事産業施設見学会	佐世保市立港小学校 52名	造船所、フェリー見学及び佐世保港内クルーズ実施
H30.7.11～23	長崎港「海の日」小学生 図画コンクール作品展	応募作品 1016点	長崎市内の小中学生を対象に海に関する図画を募集。優秀作品を市内デパートに展示。
H30.7.16	市中パレード 海洋少年団演奏会	佐世保地区海事関係者 約120名	海洋少年団鼓笛隊及び海事関係団体等によるパレード
H30.7.16 H30.7.18	「海の日」記念式典 海事功労者表彰式	長崎地区受賞者24名 佐世保地区受賞者19名	海事功労者と優良船員等の表彰式
H30.7.28	「海の日」海上パレード	招待者 約320名	長崎港内をクルージングしながら参加船舶による海上パレードを観覧。船内では各種イベントを開催。
H30.8.2	海事産業施設見学会	佐世保市中学校教育研究会 社会科部会 18名	国際ターミナル見学、佐世保港内クルーズ実施、フェリー、造船所及び倉庫見学
H30.8.16～21	中学生海の絵画コンクール作品展	出展作品 40点 見学者数 約600名	佐世保海事事務所管内の中中学生からの応募作品を佐世保玉屋6階画廊にて展示
H30.9.12	海事産業施設見学会	佐世保市立柵木中学校 31名	造船所及び国際ターミナル見学
H30.9.27	海事産業施設見学会	佐世保市立崎辺中学校 74名	造船所、国際ターミナル及びフェリー見学
H30.10.18	海事産業施設見学会	佐世保市立金比良小学校 17名	造船所、国際ターミナル及びフェリー見学
H30.11.21	海事産業施設見学会	長崎市立深堀小学校 32名	長崎市内の造船所の施設見学と進水式見学及び旅客船の見学を実施
H31.1.30	海事産業施設見学会	国立口之津海上技術学校 31名	長崎市内の造船所及び諫早市の船用機器工場の見学

進水式見学会



造船所見学会



倉庫見学会



フェリー見学会



旅客船見学会



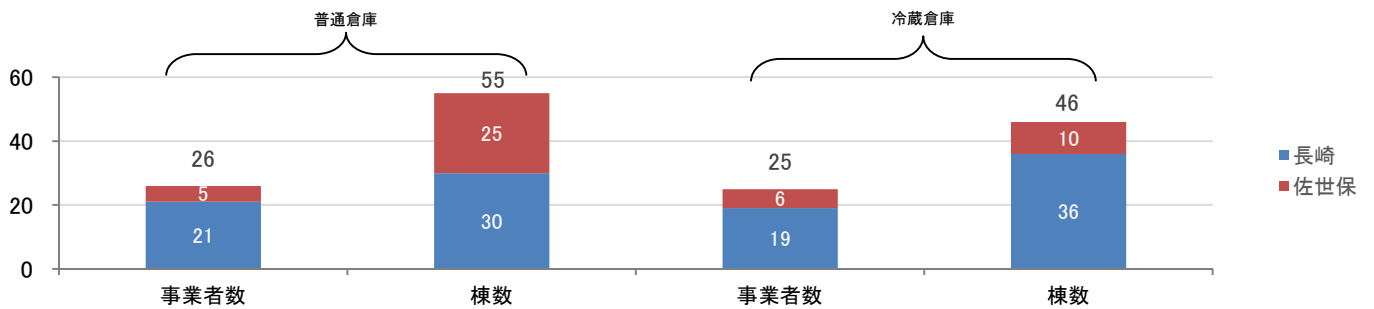
「海の日」海上パレード



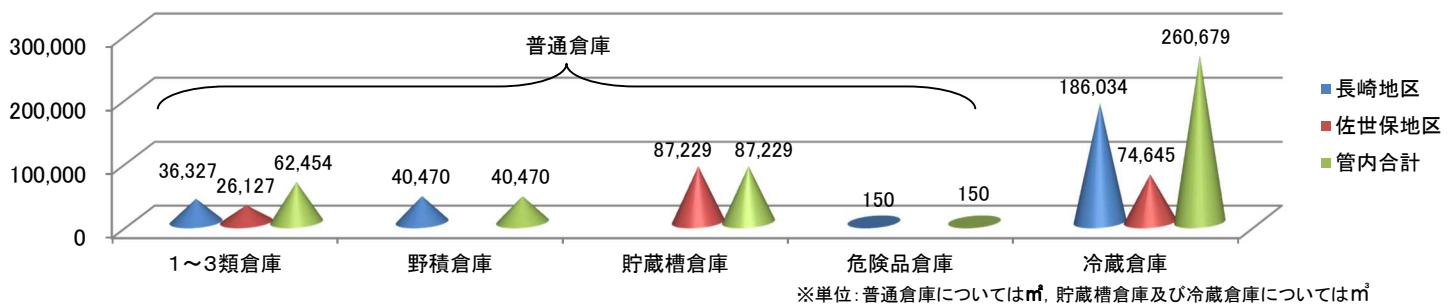
2. 倉庫業の概況

長崎県管内の平成29年度末の事業者数は、普通倉庫26社、冷蔵倉庫25社となっている。
庫腹量は、1～3類倉庫62千㎡、野積倉庫40千㎡、貯蔵槽倉庫87千㎡、危険品倉庫150㎡、冷蔵倉庫260千㎡となっている。
普通倉庫における入庫高は、農水産物が165千トンと全体の約60%を占めている。また、冷蔵倉庫における入庫高は、冷凍水産物が74千トンと全体の約53%を占めている。

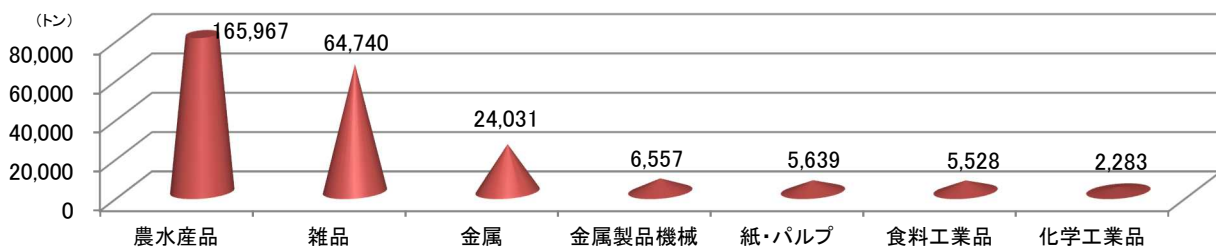
倉庫事業者数及び倉庫棟数(平成30年3月末)



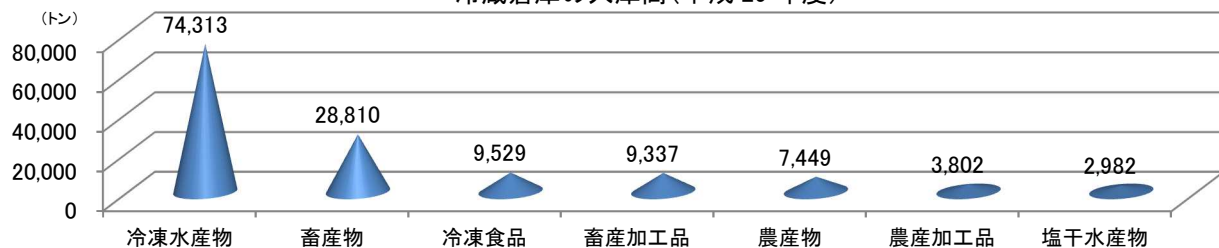
倉庫庫腹量(平成30年3月末)



普通倉庫の入庫高(平成29年度)



冷蔵倉庫の入庫高(平成29年度)



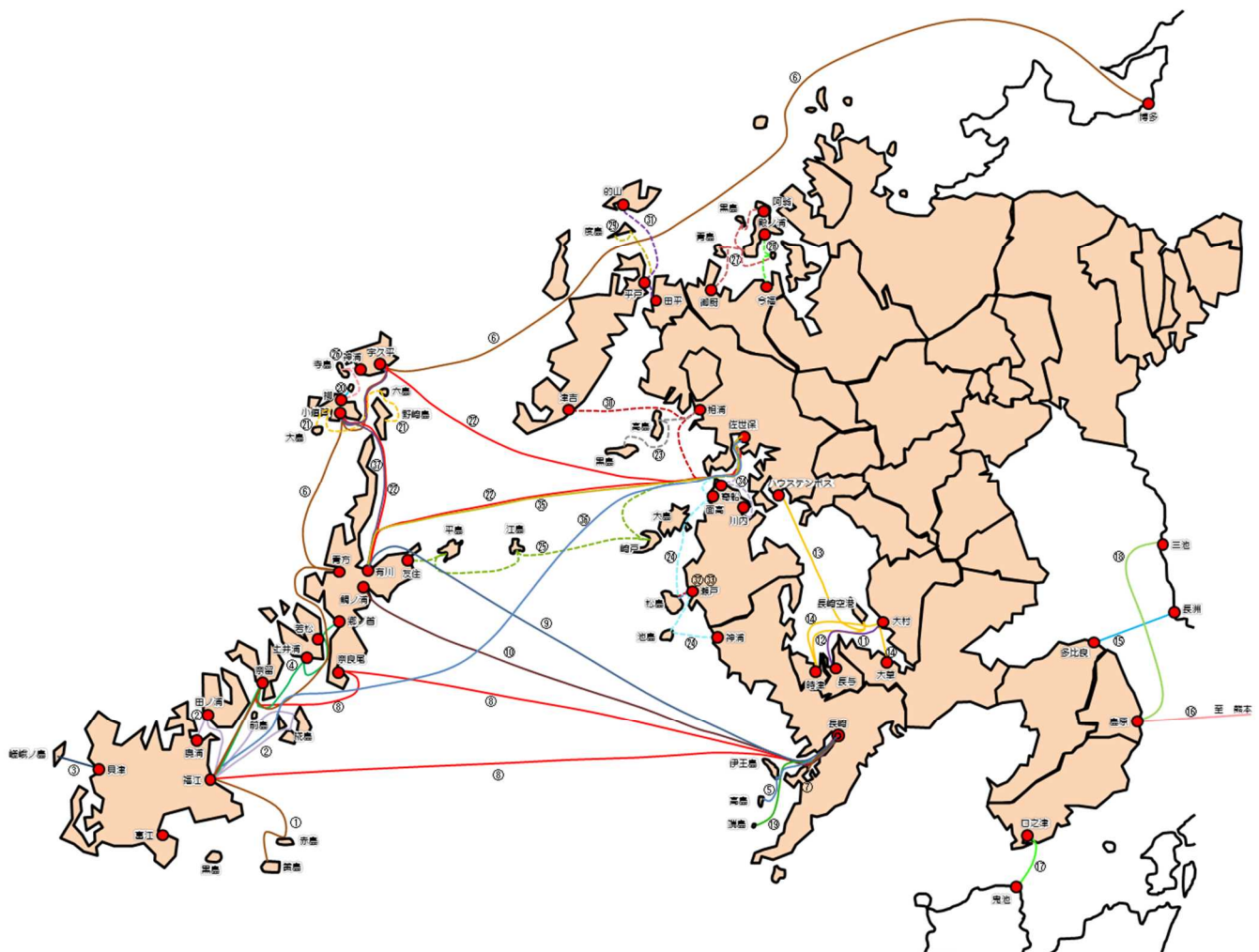
1. 旅客船航路事業の概況

長崎県は594島の離島を有し、有人離島数はそのうち72島と全国一位となっており、海岸線の総延長においても北海道について全国二位の海洋県であり、海上交通が生活のため重要な交通手段となっている。

平成30年3月31日現在、長崎運輸支局における一般旅客定期航路事業は30事業者48航路となっている。

航路の主な形態として「離島航路」「半島航路」「観光航路」に大別されるが、有人離島が多いことから約63%が離島航路である。多くの離島航路は過疎化による人口減少や高齢化の進行等に伴う利用客の減少から、島内の自然や観光スポットを利用した集客施策を種々企画開催しているものの、利用客の減少は止まらず赤字経営を余儀なくされている。

管内の一般旅客定期航路図（平成30年3月31日現在）



※港内周遊等の観光航路及び休止中航路を除く。

管内 一般旅客定期航路 一覧表

平成30年3月31日現在

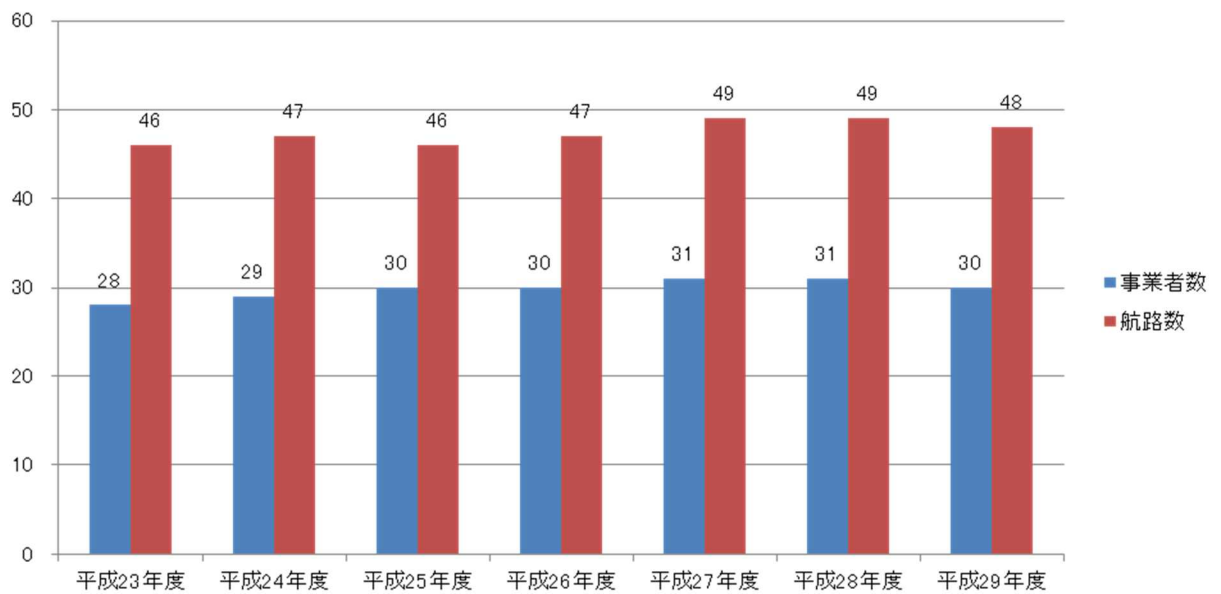
管轄	事業者名	航路名	航路種別等	主要船舶(※)
長崎	(有)黄島海運	① 黄島～福江	国庫補助	「おうしま(純)42ト」
	(有)木口汽船	② 久賀～福江～杵島	〃	「フェリーひさか(車)155ト」 「ソレイユ(高)19ト」 外1隻
	嵯峨島旅客船(有)	③ 嵯峨島～貝津	〃	「さがのしま丸(純)19ト」
	五島旅客船(株)	④ 郷ノ首～福江	〃	「フェリーオーシャン(車)396ト」 「ニューたいよう(高)102ト」
	長崎汽船(株)	⑤ 長崎～伊王島～高島	〃	「鷹巣(高)124ト」 外1隻
	野母商船(株)	⑥ 福江～青方～博多	〃	「太古(車)1598ト」
		⑦ 長崎～香焼	通勤船	「ぐらばあ(純)425ト」
	九州商船(株)	⑧ 長崎～五島	離 島	「ペがさず(JF)163ト」 「万葉(車)1553ト」 外2隻
		⑨ 有川～長崎	〃	「シープリンス(高)123ト」
	(株)五島産業汽船	⑩ 鯛之浦～長崎	〃	「びっくあーす(高)293ト」 外1隻
	大村湾観光汽船(有)	⑪ 長与～大村競艇場		「エアポートライナー8(高)12ト」 外9隻
	安田産業汽船(株)	⑫ 時津～長崎空港		「エアポートライナー8(高)12ト」 外13隻
		⑬ 長崎空港～ハウステンボス		「オーシャンライナー3(高)19ト」 外13隻
		⑭ 大村レース場～時津		「オーシャンライナー(高)19ト」 外11隻
	有明海自動車航送船組合	⑮ 多比良～長洲		「有明みらい(車)762ト」 外2隻
	九商フェリー(株)	⑯ 島原～熊本		「フェリーくまもと(車)1165ト」 外1隻
	島原鉄道(株)	⑰ 口之津～鬼池		「フェリーあまくさⅡ(車)620ト」 外1隻
	やまさ海運(株)	⑱ 島原～大牟田		「しまばら丸(高)19ト」 外1隻
		⑲ 長崎～軍艦島		「マルベージャ(純)97ト」 外1隻
佐世保	小値賀町	⑳ 柳～納島	国庫補助	「さいかい(純)14ト」
		㉑ 笛吹～大島・野崎	〃	「はまゆう(高)19ト」
	九州商船(株)	㉒ 佐世保～上五島	〃	「シークィーン(高)115ト」 「フェリーなみじ(車)1150ト」 外1隻
	黒島旅客船(有)	㉓ 黒島～高島～相浦	〃	「フェリーくろしま(車)182ト」
	西海沿岸商船(株)	㉔ 佐世保～神浦	〃	「フェリーかしま(車)193ト」 「れびーどエクセル(高)134ト」 外3隻
	崎戸商船(株)	㉕ 友住～佐世保	〃	「フェリーみしま(車)271ト」
	佐世保市	㉖ 神浦～寺島～柳	〃	「みつしま(純)19ト」
	鷹島汽船(有)	㉗ 阿翁～御厨	〃	「フェリーたかしま2(車)162ト」
		㉘ 殿ノ浦～今福	〃	「たかしま(純)60ト」
	竹山運輸(有)	㉙ 度島～平戸	〃	「第三フェリー度島(車)199ト」 外1隻
	津吉商船(株)	㉚ 津吉～相浦～佐世保	〃	「コバルト21(高)19ト」
	平戸市	㉛ 大島～平戸	〃	「第二フェリー大島(車)199ト」
	(株)江崎海陸運送	㉜ 瀬戸～松島	離 島	「シャトル5号(車)346ト」
	西海市	㉝ 釜浦～瀬戸	〃	「New松島(純)99ト」
	瀬川汽船(株)	㉞ 川内～佐世保	〃	「せがわ(高)19ト」 外1隻
	(株)五島産業汽船	㉟ 有川～佐世保	〃	「フェリーあしか(車)498ト」 外1隻
		㊱ 福江～佐世保	〃	「あしかわ8号(高)58ト」
	USAポートサービス(株)	㊲ 宇久～小値賀～有川	〃	「なっちゃん(高)18ト」 外3隻

※ 主要船舶の()は船種で、「純：純客船」「高：航海速力22ノット以上の高速船」「JF：ジェットフォイル」「車：自動車送船」である。

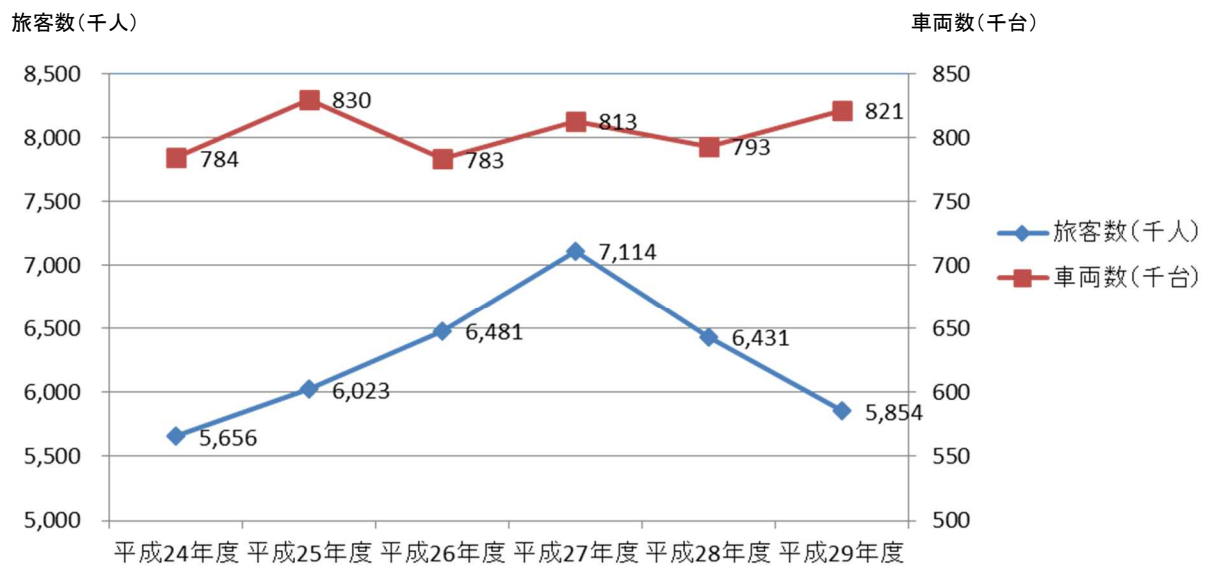
2. 一般旅客定期航路事業の概況

事業者数、航路数は昨年度から減少し、実績について旅客数は減少、車両数は増加した。
近年はバリアフリー対応の代替船舶建造が進められている。

管内一般旅客定期航路事業者数及び航路数の推移



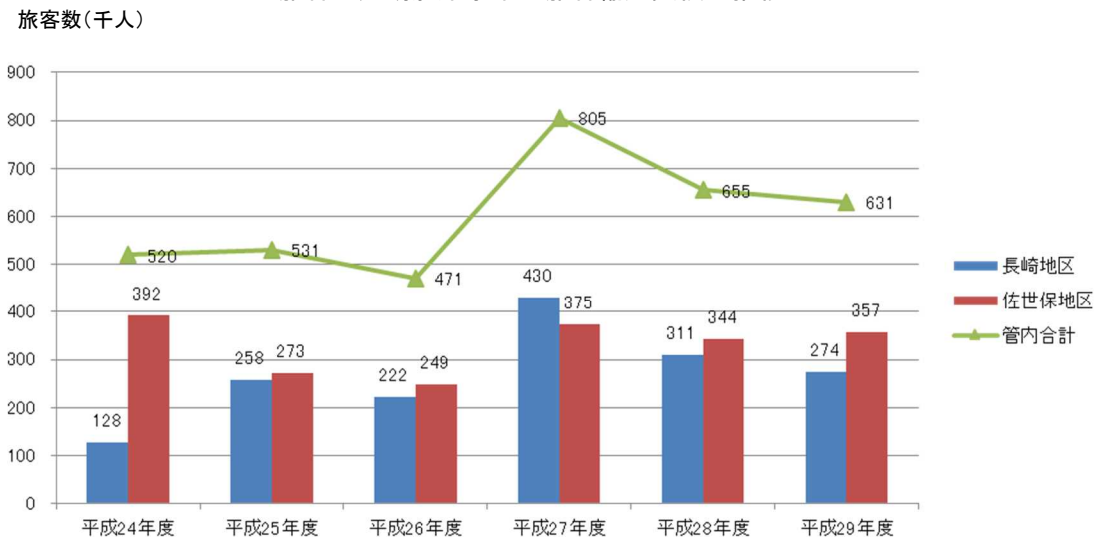
一般旅客定期航路の旅客及び車両輸送実績



3. 旅客不定期航路事業の概況

主な形態としては「観光遊覧船」「貸切旅客船」「通船」があり、平成30年3月時点で、31事業者51航路となっている。

旅客不定期航路事業の旅客輸送実績の推移

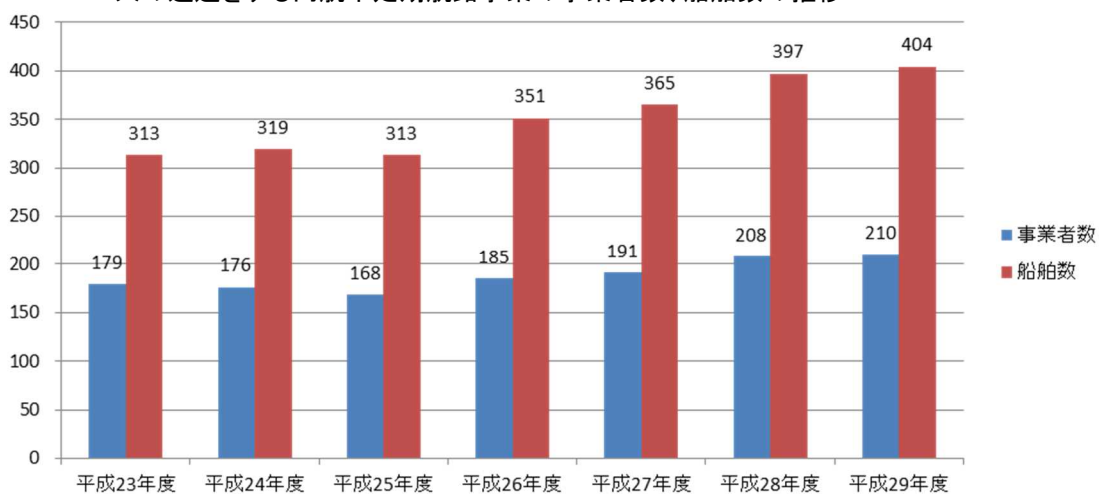


4. 人の運送をする内航不定期航路事業の概況

有明海エリアのイルカウォッチング等の観光や離島各港間の海上タクシーが中心であり、平成30年3月時点で、管内の事業者数は210事業者となっている。

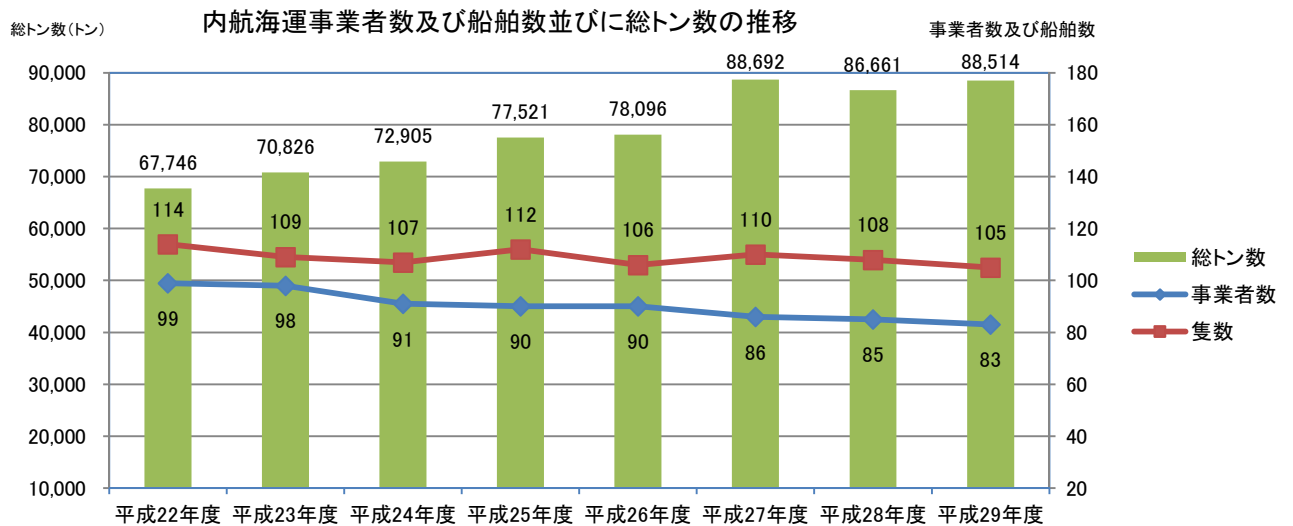
なお、「長崎と天草の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録を見据え、事業者数・船舶数など増加傾向にある。

人の運送をする内航不定期航路事業の事業者数、船舶数の推移



5. 内航海運事業の概況

内航海運業法に基づく国内間の貨物船を運航する事業であり、平成30年3月時点で、総トン数100トン以上の船舶を使用して事業を行う登録事業者が43社、100トン未満の船舶で行う届出事業者が40社となっている。

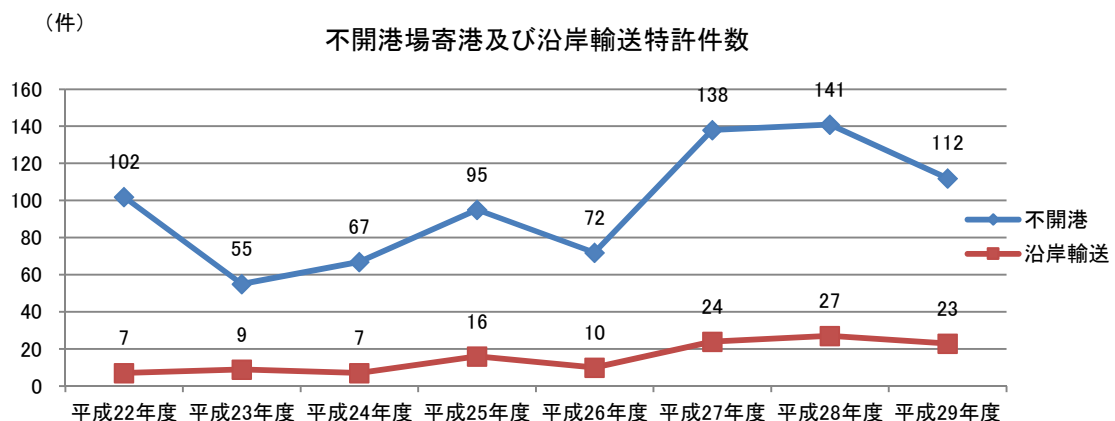


6. 不開港場寄港及び沿岸輸送特許業務の概況

長崎運輸支局における関税法による開港は、長崎三重式見港・佐世保港・松島港・松浦港の4港であり、その他は不開港である。

「不開港場寄港特許」は、五島地区の韓国向け養殖魚や、韓国・中国から西海市の大島造船所へ鉄鋼を揚荷するための寄港が対象である。

「沿岸輸送特許」は船内作業や船舶メンテナンスのための作業員の乗船、クルーズ客船へのツアーコンダクターの乗船等が対象となっている。



7. 港湾運送事業の概況

港湾運送事業法に基づき指定された主要な港湾において、船舶または陸上からの貨物の積卸、移動、荷さばき等を行う事業で、長崎県の指定港は、長崎港・佐世保港・相浦港・臼浦港の4港であり、平成30年3月時点で、事業者数は19事業者(27業種)となっている。

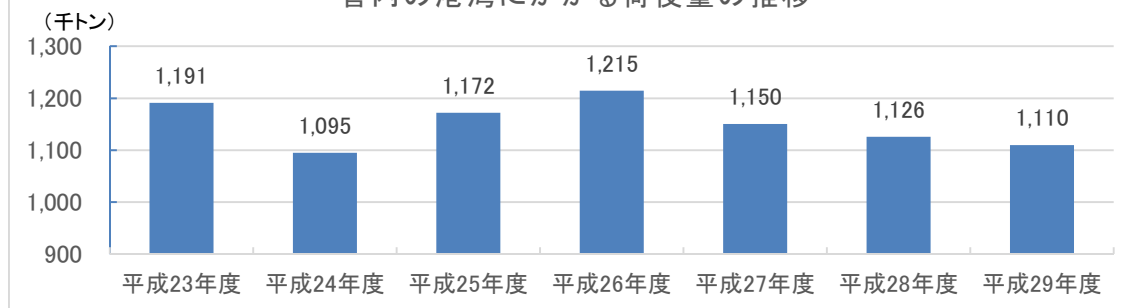
長崎港では、金属機械工業品(鉄鋼等)が42.1%を占めている。佐世保港では、港内水域の約8割が米海軍佐世保基地による制限水域となっていること等から、荷役の場所が前畑地区に限定されている。

管内の各港の港湾運送事業者数

港＼業種	事業者数	業 種						
		一般	港湾荷役			はしけ	いかだ	合計※
			一貫	船内	沿岸			
長崎港	11	3	3	1	4	4	0	15
佐世保港	6	2	0	1	5	1	0	9
相浦港	1	0	0	0	1	0	0	1
臼浦港	1	0	0	1	1	0	0	2
合 計	19	5	3	3	11	5	0	27

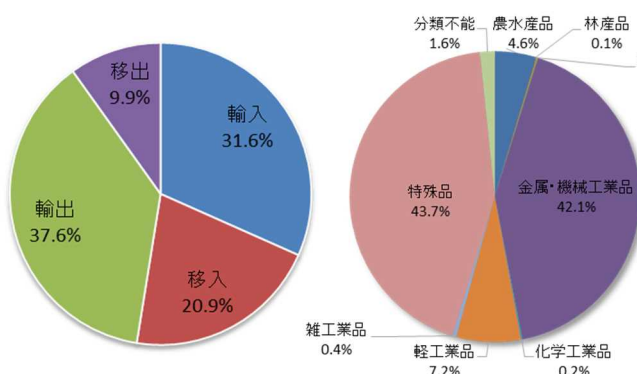
※兼業している事業者がいるため事業者数合計と合わない

管内の港湾にかかる荷役量の推移



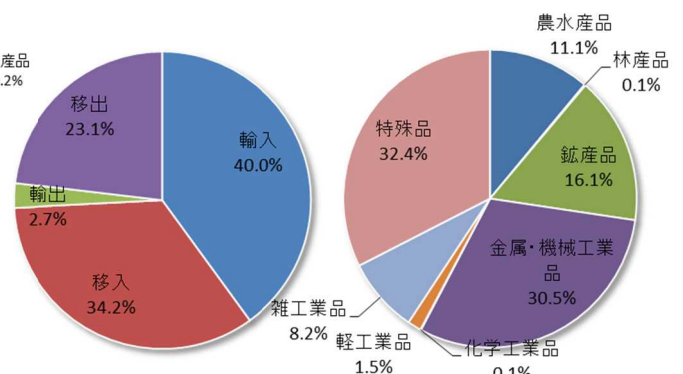
長崎港荷役内訳及び取扱

※特殊品とは海上コンテナ等その他物品を含む



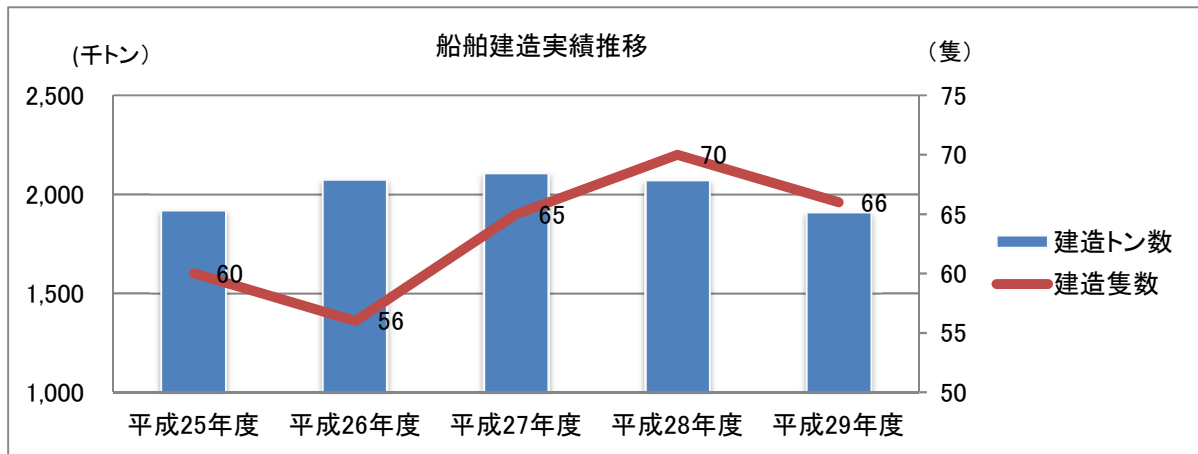
佐世保港※荷役内訳及び取扱品目

※佐世保港は佐世保港・相浦港・臼浦港の合計



1. 造船事業の概況

長崎県は全国でも有数の造船の県である。平成 29 年度の建造隻数は 66 隻で、大手・中手では主に貨物船や油そう船等を建造し、中小造船所では漁船、旅客船等が建造されている。



管内大手造船所のトピックス

三菱造船(株)のフェリーの欧州参入、三菱重工海洋鉄構(株)の海洋構造物建造参入について

三菱造船(株)がクルーズに使用される高級フェリーの欧州市場に参入するため、欧州で受注活動を進めている。液化天然ガス(LNG)運搬船などを手がける長崎造船所で、2020年度をめぐりにフェリーが造れるようにする方針。高級フェリーは「ロパックス」と呼ばれ、人と貨物を同時に運ぶだけでなく豪華な内装が特徴で、クルーズが人気の欧州では様々なタイプが運航している。

三菱重工海洋鉄構(株)は、造船で培った鉄鋼加工技術をそのまま生かせる海洋構造物建造事業に参入した。橋梁建設会社「エム・エムブリッジ」(広島市)と連携し、2018年10月には拠点の香焼工場に同社の営業所が開設された。2019年度の事業規模は造船6割、海洋構造物3割、その他1割となる見込み。また、将来的に洋上風力発電施設建設事業参入を目指し、現在それに必要な構造物や作業の検討に取り組んでいる。

佐世保重工業(株)の三次元物理探査船「資源」の代替え計画について

今春、佐世保重工業では、経済産業省所有「資源」の老朽化に伴う代替え船舶として、現在、BAHAMAS船籍で北欧にて就航している「RAMFORM STERLING」の日本籍化工事を予定している。用途となっている三次元物理探査とは、受信機を内蔵した最長6000mのケーブルを100m間隔で最大10本まで展開して曳航する。同じく曳航するエアガンから海底地下に向け発した音波の反射波をそのケーブルで受信し、信号処理し、地下構造を立体的に画像表示したり、海底にある断層の解析データを取得することです。

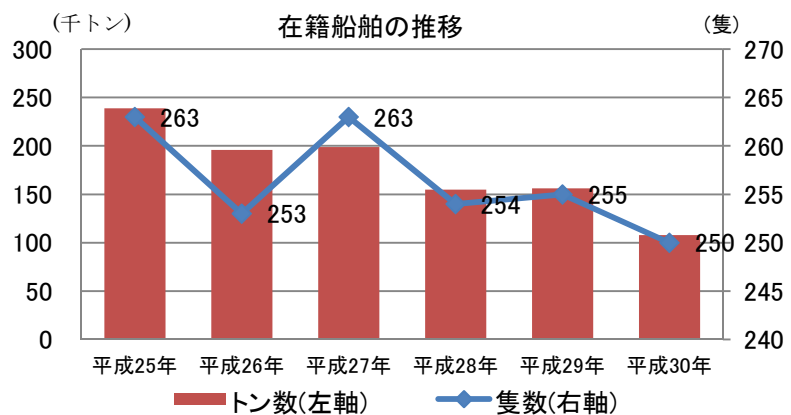
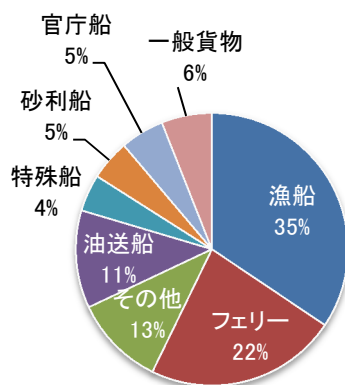
海底資源探査範囲は、日本近海を計画しているが、海外探査事業も実施予定である。

2. 船舶登録の概況

平成 30 年 12 月末現在、管内(佐賀県の一部を含む)の市町村に船籍港を定める在籍船舶数(総トン数 20 トン以上)は 250 隻、その合計総トン数は約 108,251 トンとなっており、在籍船舶数は近年減少傾向にある。

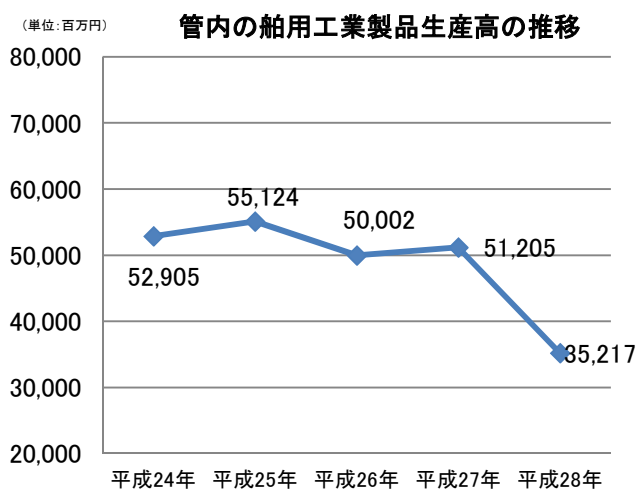
船種としては漁船が 86 隻(約 35%)、旅客船・フェリー(貨物フェリー含む)が 57 隻(約 22%)と、全体の半数以上を占めており、水産業が盛んで、離島が多い長崎県の特徴が船種に反映されているといえる。

用途別在籍船舶の割合(隻数ベース)

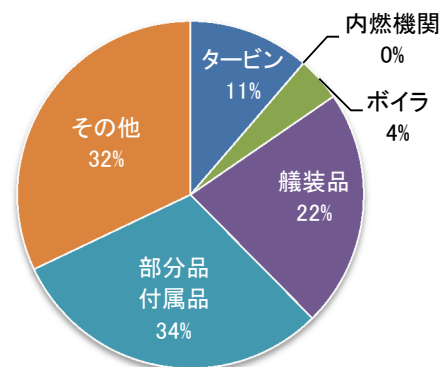


3. 船用工業の概況

船用工業とは、船舶に搭載するエンジン(ディーゼル機関等)、プロペラ、航海用機器、荷役機械等を製造・供給する産業のことである。長崎県全体では、70 社を超える船用工業事業者があり、平成 28 年の管内船用工業製品の生産額は約 352 億円となっている。



管内の船用工業製品の製造割合(平成28年)



※平成 29 年のデータについては集計中。

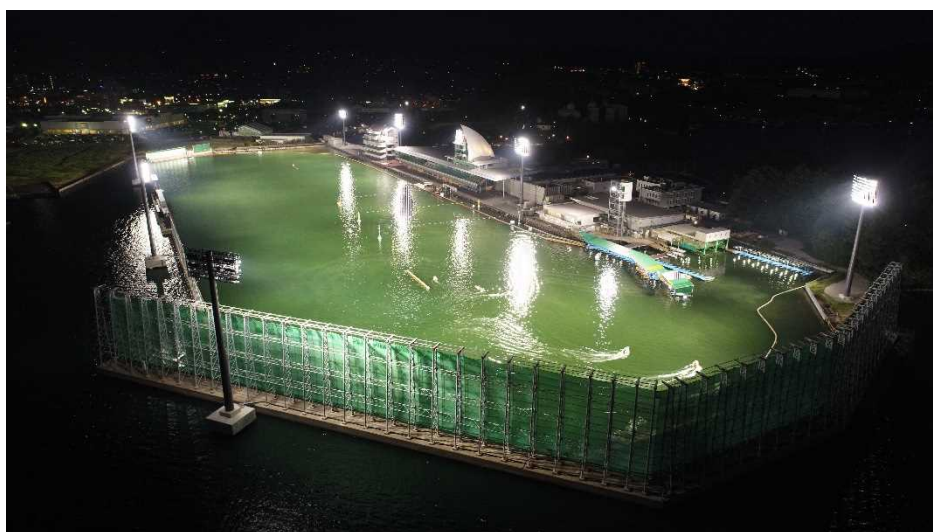
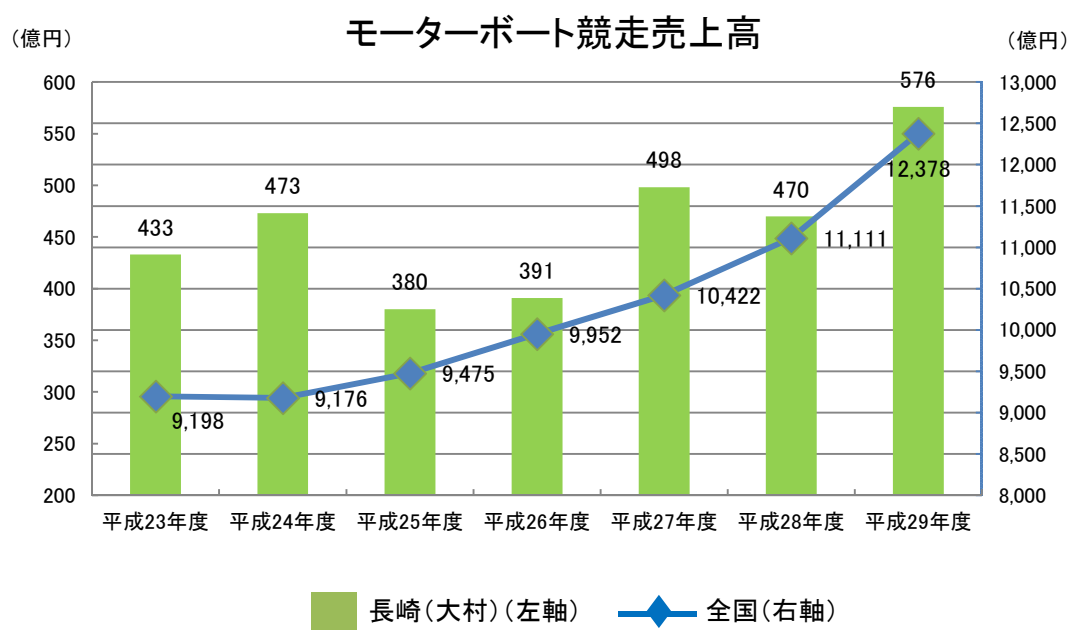
4. モーターボート事業の概況

管内のモーターボート競走場である大村競走場(ボートレース大村)は、昭和 27 年に全国で初めてモーターボート競走を開催した「ボートレース発祥の地」である。

平成 30 年 9 月 23 日よりナイトレースが開始され、全国では七番目、九州では若松競走場に続いて二番目の実施である。

平成 29 年度の売り上げは約 576 億円で、前年度同様売り上げは好調である。

30 年は場外発売場の新たな開設はなく、29 年度同様管内外含めて計 13 箇所である。



大村ボートレース場

1. 船舶検査関係業務の概況

船舶検査には、海上における人命及び船舶の安全の確保を目的とした「船舶安全法」に基づく検査及び海洋環境の保護を目的とした「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づく検査があり、それぞれ技術基準への適合性を確認するため、法令の規定に従い定期的な検査が実施されている。

管内の大手造船事業者は、LNG船、LPG船、クルーズ客船、バルクキャリア、油タンカー、特殊船、艦船など各種大型船舶の建造・修繕、中小造船事業者は、漁船に加え、中小型の旅客船、カーフェリー、貨物船、押船、LPG船、ケミカルタンカーなどの船舶の建造・修繕へと多様化している。



ジェットフォイルの検査の様子



可変ピッチプロペラの検査の様子

船舶検査に関する最近の動き

プッシャー・バージの安全規則の適用猶予が終了しました。

（適用猶予期間：平成30年7月31日まで）

平成30年8月1日以降、押船（プッシャー）に押されて航行する非自航（バージ）が、特定短距離区域を超えて航行する場合等は、一体型として安全基準が適用されます。

海洋汚染防止条約の改正（SOx 関係）

国際海事機関（IMO）において、2008年の海洋汚染防止条約の改正により、船舶燃料油中の硫黄分濃度規制が3.5%以下から0.5%以下へ2020年より世界的に強化されます。

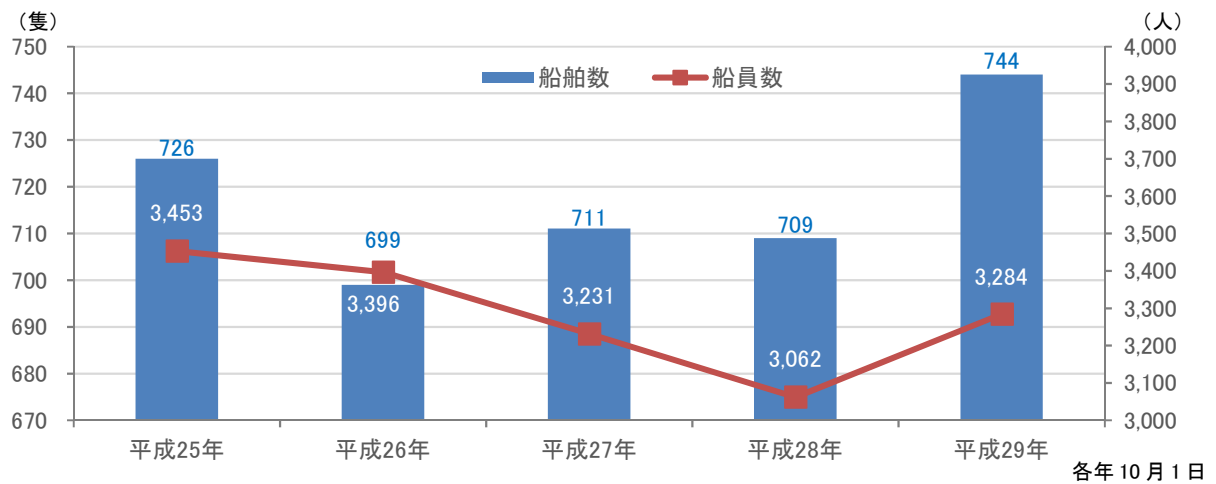
バリアフリー法等の改正

不定期航路旅客船も新たなバリアフリー基準の対象とする法改正が、可決され平成31年4月1日に施行されます。

1. 船員関係業務の概況

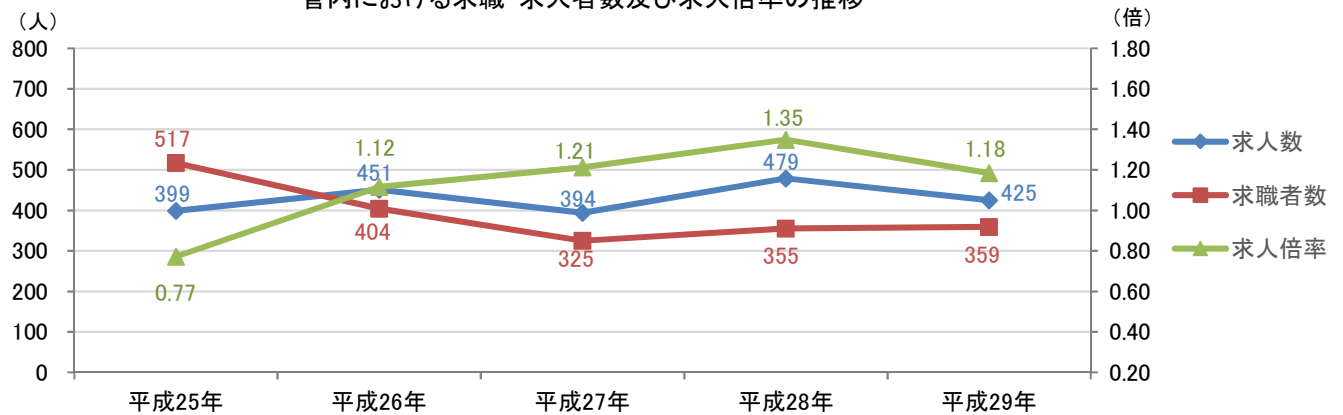
在籍船舶数及び船員数は、どちらも九州運輸局管内総数の約 4 分の 1 を占めている。

管内における在籍船舶数及び船員数の推移

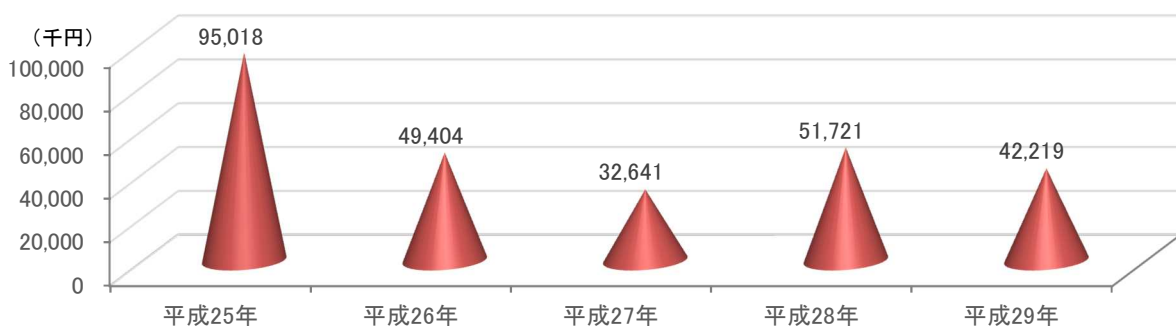


2. 船員職業安定関係業務の概要

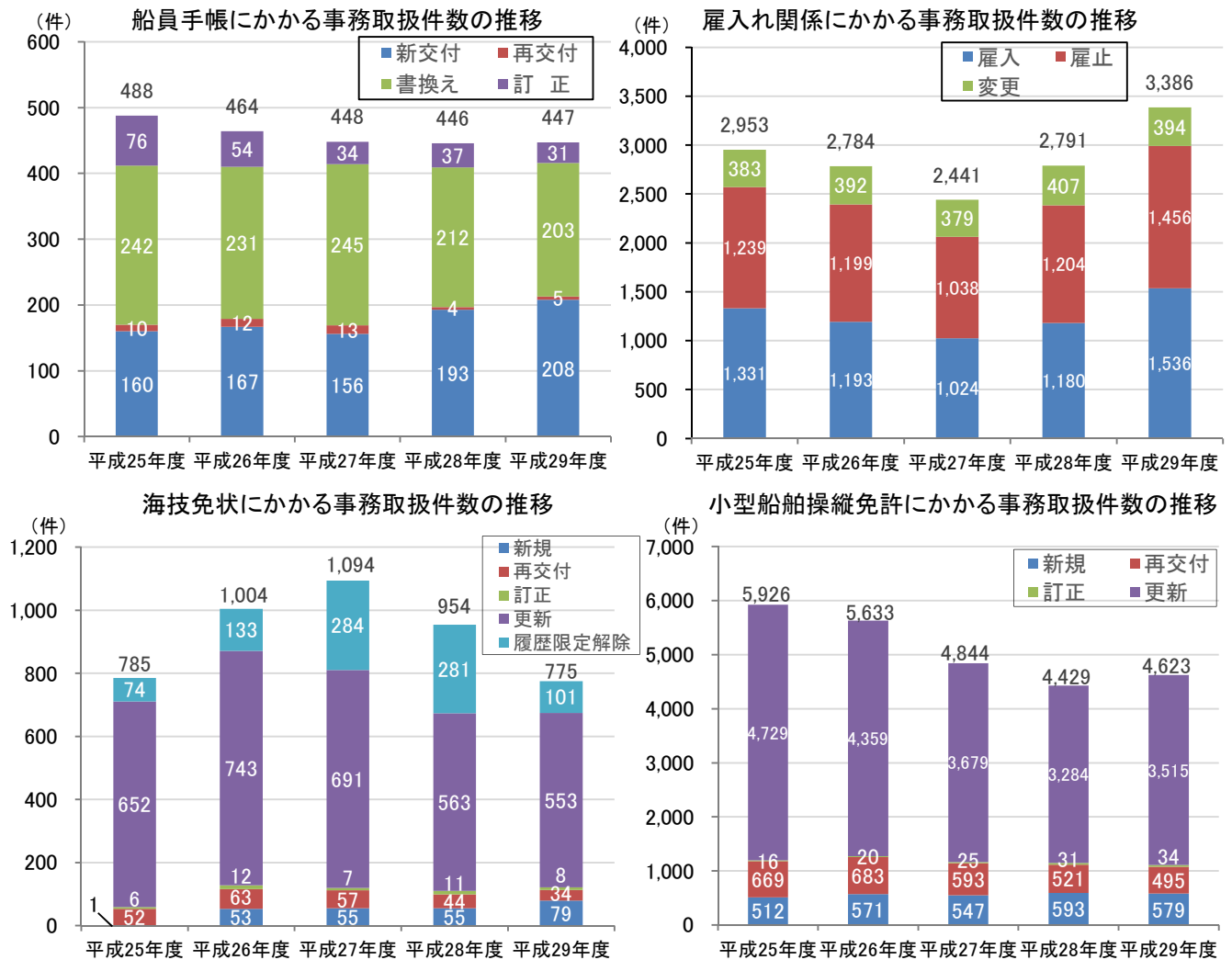
管内における求職・求人数及び求人倍率の推移



失業保険給付額の推移

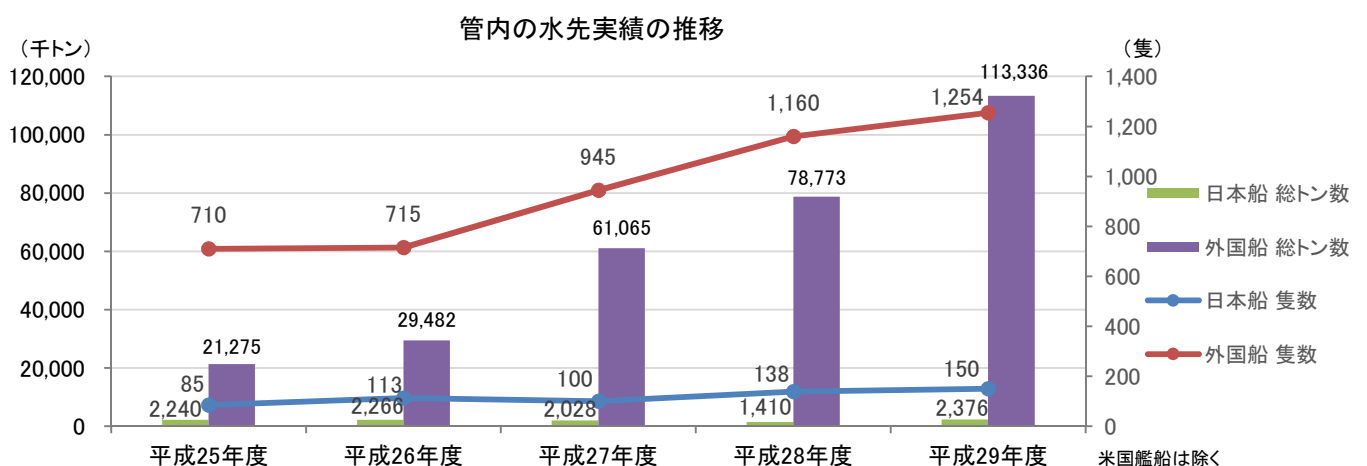


3. 船員法関係業務の概況



4. 水先関係業務の概況

長崎3人、佐世保4人の水先人が免許を所持して業務を行っている。



1. 運航労務監理官関係業務の概況

運航労務監理官の業務は、海上運送法及び内航海運業法に基づく船舶の運航管理に関する監査及び指導並びに運輸安全マネジメント評価等により、船舶による輸送の安全の確保に関する監督を行っている。また、船員法等の関係法令に基づき、船員の労働条件の確保、船員災害の防止、船舶の安全運航の確保のため、船舶・事業場等に立ち入り監査・指導を行っている。

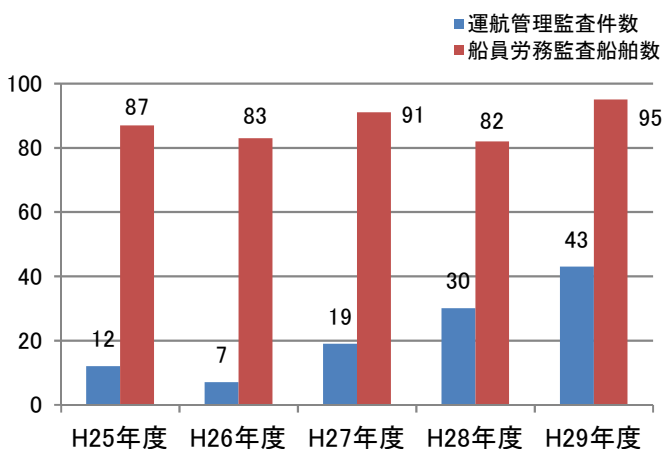
あわせて、事業者や船員等の関係者に対して、安全運航意識の浸透を図るため、運航安全管理研修会等を開催し、周知・啓発を行っている。

2. 船舶の安全運航・船員労働の監督業務の概況

【監査業務】

監査業務では、事業者が許認可を受けたものと同様の運航を行っているかを確認する「運航管理監査」と、船内で働く船員の労働条件が遵守されているか、船内の安全衛生の確保が図られているか等を確認する「船員労務監査」を実施している。

運航管理監査件数及び船員労務監査船舶数の推移



船員労務監査におけるヒアリングの様子

2006年の海上労働条約に基づく監査について

2006年の海上労働条約における定期的な監査は、前回の監査との間隔が36ヵ月を超えない範囲で船員労務監査を実施するもので、国土交通省で作成した未監査船舶リストに基づき実施します。また、支局等管内で監査が実施できない場合は、九州運輸局から本省を通じて関係する運輸局へ監査依頼を行い、確実に未監査船舶を無くしていきます。



【指導業務】

指導業務では、夏季及び年末年始の多客期を前に旅客船等の安全運航に万全を期し、事故の未然防止を図るために「安全総点検」を実施している。

毎年 9 月の船員労働安全衛生月間では、船員災害防止協会安全技術指導員と訪船を行い、ポスターや標語ビラ等の配布による広報活動や安全指導を行っている。

また、事業者自らが安全管理体制を構築することで、自主的な安全確保の取組み・安全意識を向上させていくことを目的とした「運輸安全マネジメント評価」を行っている。



総点検におけるマスコミ対応の様子



総点検における救命胴衣の点検

3. 船舶の安全運航のための安全啓発業務の概況

【研修会】

安全運航の確保、運輸安全マネジメント制度のさらなる定着を図るため、主に安全統括管理者及び運航管理者を対象とした運輸安全管理研修会を毎年実施しており、また同研修会において、船舶検査官や海上保安部の協力を得て事故事例等を解説することにより、安全意識の向上を図っている。

また、事業者や旅客船協会等の団体からの依頼により、関係法令の改正内容や近年の事故事例などを踏まえた講習会も実施している。

運輸安全管理研修会の実施状況（平成 29 年度）

開催地	長崎地区	佐世保地区
実施年月日	平成 29 年 11 月 8 日(水)	平成 29 年 11 月 24 日(金)
研修項目	①海難事故事例について ②運航管理と運輸安全マネジメントについて ③旅客船の海難事故事例について	①旅客船の海難事故事例について ②運輸安全マネジメントについて
研修受講者数	33 事業者 79 名	24 事業者 41 名

【漁船海難防止講習会】

平成21年4月に発生したまき網漁船沈没事故及び平成22年1月に発生した以西底曳網漁船沈没事故、この二つの重大海難事故を受け、平成23年4月に「長崎県まき網・以西底曳網漁船海難防止連絡会」が設立された。

この連絡会に長崎運輸支局・佐世保海事事務所が構成員として参画するとともに、県内各地で開催される海難防止講習会に講師として参加し、最近の船舶事故事例や法律改正の概要等について講習等を行っている。

平成 29 年度まき網・以西底曳網漁船海難防止講習会 開催状況

開催年月日	H29.6.8	H29.7.11	H29.9.5	H30.1.20	H29.7.7	H29.8.5	H29.8.17
開催地	長崎市	新上五島町	五島市	対馬市	佐世保市	佐世保市	平戸市
受講者数	70 名	108 名	45 名	34 名	49 名	80 名	228 名



まき網・以西底曳網漁船海難防止講習会の様子



小型船安全パトロールの様子

【小型船安全パトロール】

長崎地区では、長崎小型船安全協会及び長崎海上保安部と合同で、プレジャーボート等の利用が増える週末に、協会のパトロール艇及び保安部の巡視艇に乗船し、海上で小型船舶操縦者へ小型船海難防止のパンフレット等の配布を行い、点検や見張りの徹底等の周知・啓発活動を行っている。

また、長崎海上保安部との「合同安全指導」として、マリーナ及び漁協、釣具店等を訪問し、船舶検査の受検や小型船舶操縦者への発航前点検の実施や見張りの徹底についてのパンフレット等を配布し、釣り人に対する安全指導及び安全啓発活動も行っている。

佐世保地区では、船舶検査官及び日本小型船舶検査機構と合同でパトロールを実施し、係留されている小型船舶の検査の有無を確認するとともに、小型船舶の所有者へ発航前点検の実施や見張りの徹底等について、パンフレットを用いた周知・啓発活動を行っている。

1. 外国船舶監督関係業務の概況

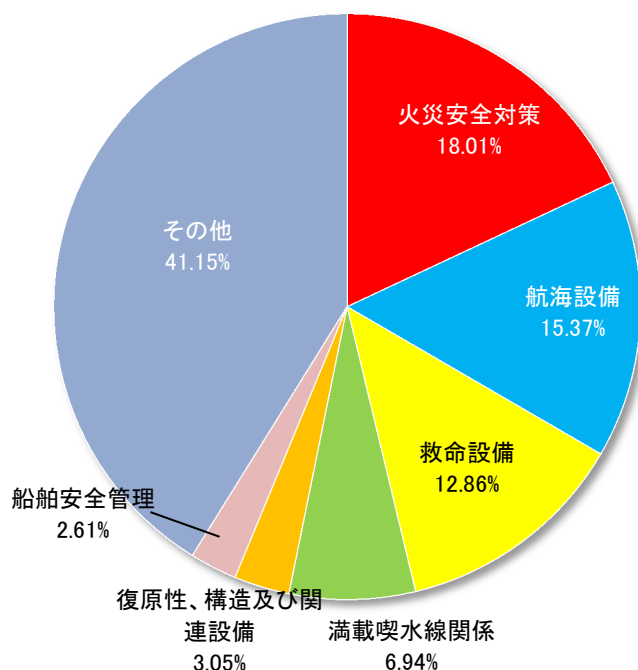
外国船舶監督官は、日本に入港する外国船舶に対して立入検査(PSC:ポート・ステート・コントロール)を実施し、船舶及び人命の安全、海洋汚染の防止等を目的に、船舶の構造・設備、乗組員の資格及び当直体制等が国際条約等※1で定められた基準に適合しているかを検査している。

長崎県内では、長崎運輸支局の外国船舶監督官と佐世保海事事務所の船舶検査官及び運航労務監理官が連携してPSCを実施し、条約の基準に適合していない船舶(サブスタンダード船)の排除のため、発見された欠陥について適切な是正措置を行うよう船長を指導している。管内に入港する外国船舶は、一般貨物船、ばら積み運搬船、旅客船、冷凍(漁獲物)運搬船等多岐にわたるが、従来内航船として使用されていた船舶を海外へ輸出する海外売船の事例も多く、それらに対してもPSCを実施している。

なお、PSCは近隣諸国と協力して実施することにより一層の効果が期待できることから、地域単位での協力体制が構築されており、日本はアジア太平洋地域の各国で採択された「東京MOU」の一員として活動している。

※1 国際条約等とは、海上人命安全条約(SOLAS条約)、海洋汚染防止条約(MARPOL条約)及び船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(STCW条約)等をいう。

東京MOU域内のPSCで指摘された欠陥



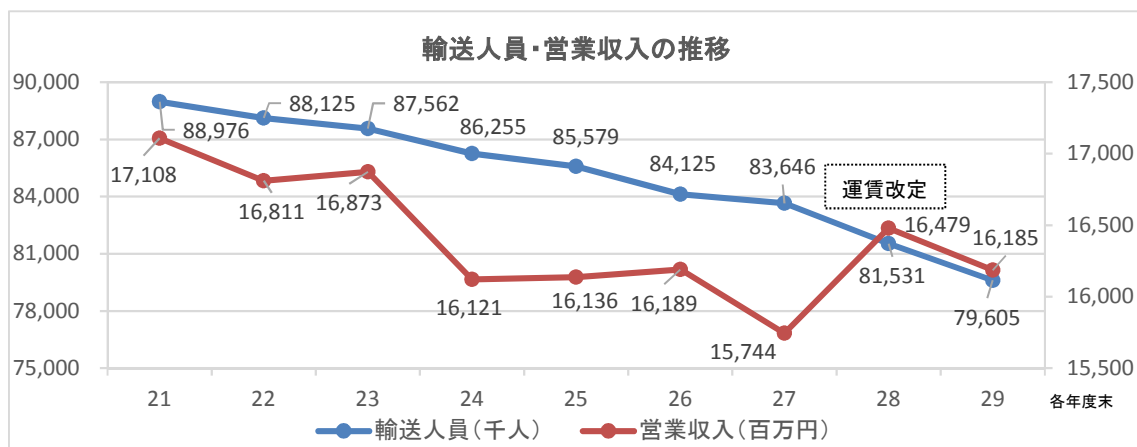
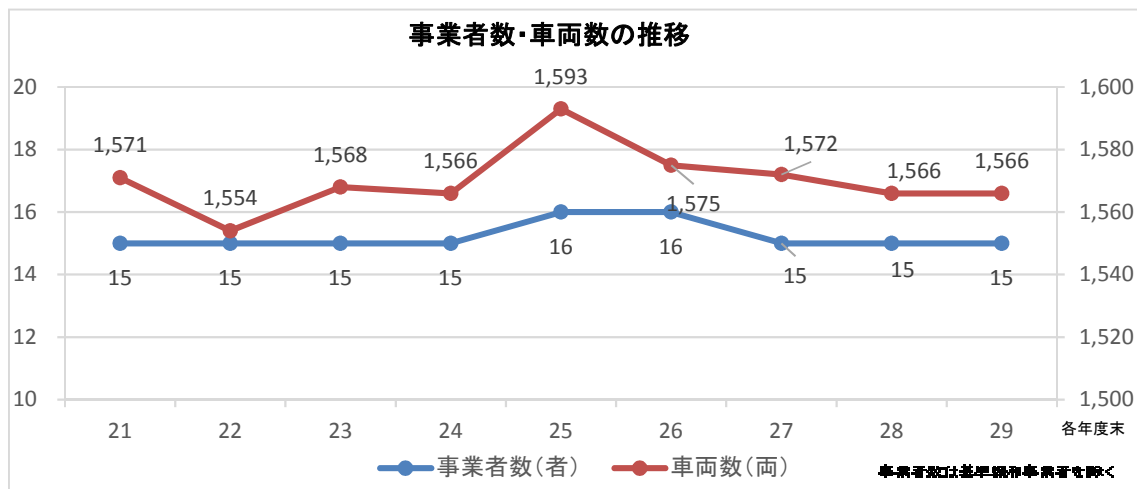
油水分離器の検査



救命艇の検査

1. 乗合バス事業の概況

平成 30 年 3 月末現在の県内事業者は 15 社で、平成 29 年度の輸送人員は 7,960 万人で、マイカーの普及や走行環境の悪化によるバスの定時性の喪失や過疎化の進行等、構造的な要因から長期的な低落傾向に歯止めがかからず、平成 20 年比で 1 割以上が減少。運送収入は運賃改定効果もあり持ち直したものの 5 年前の水準に満たない状況。燃料高騰や運転手不足等厳しい経営環境のなか、利用者利便向上に向け現行「長崎スマートカード」に替わる、次期 IC カードの導入に向けて準備が進められている。



各市町村が主宰する地域公共交通会議では、コミュニティバス、デマンドタクシー等、地域のニーズに合った見直しを行い、生活交通の維持・確保に向けて、小型車両の導入や弾力的な運賃設定など、創意工夫を行いながら交通弱者の足の確保に努めている。

県内地域公共交通会議設置数とコミバス運行状況 H30 年 3 月末現在

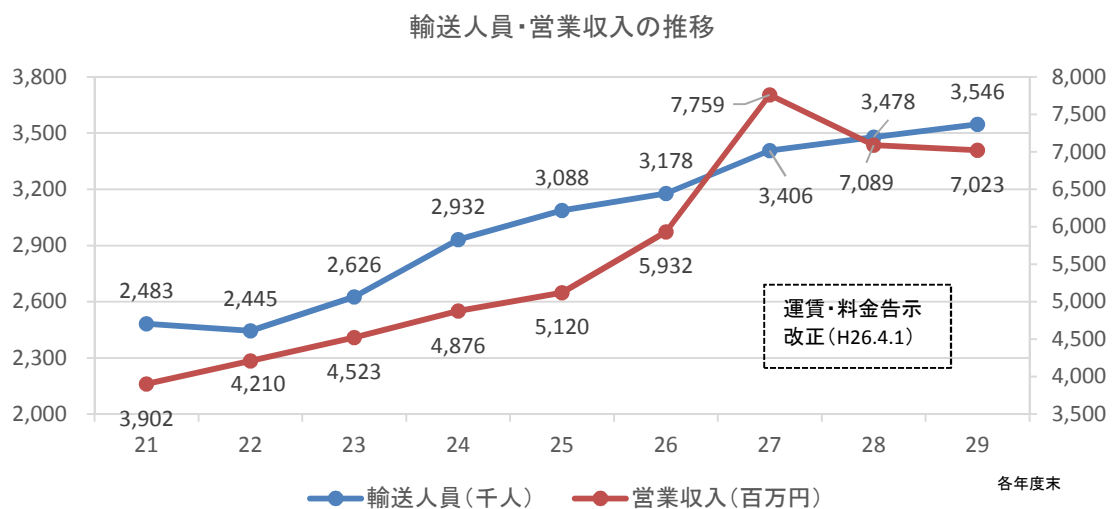
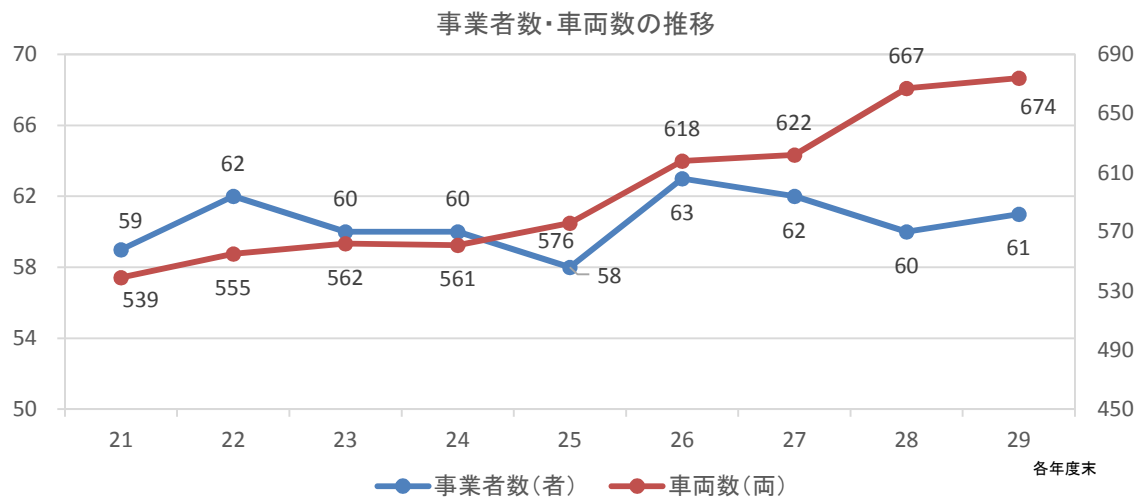
県内市町	公共交通会議設置	コミュニティバス運行
全 21 市町	18 市町	15 市町

2. 貸切バス事業の概況

平成 30 年 3 月末現在の県内に本社を置く貸切事業者は、61 社(民営 59 社、公営 2 社)。平成 12 年 2 月から実施された需給調整規制の撤廃以降、過去 10 年間で車両数は 474 両(平成 18 年度末)から 674 両(平成 29 年度末)に増加。

貸切バスは、観光バス、スクールバス、団体輸送、イベント輸送等様々なニーズに対応している他、貸切バスを利用した募集型の企画旅行など身近な輸送手段として広範囲に利用され、近年では、長崎港及び佐世保港への大型クルーズ船の寄港増に伴う着地型観光のための需要も増加し、貸切バスによる渋滞、駐車場不足などが課題となっている。

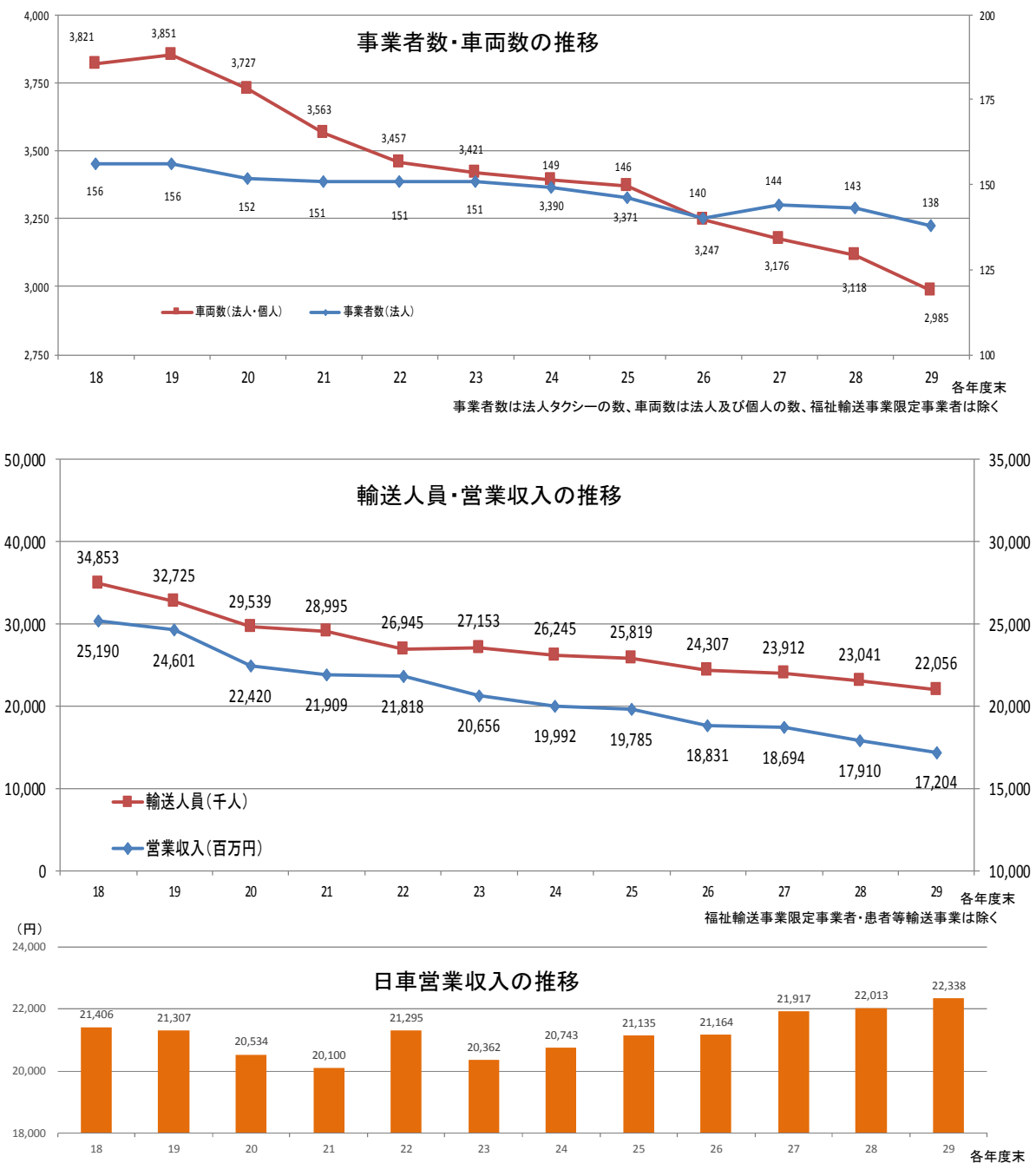
また、平成 29 年 4 月に監査機能の強化と自主的改善の促進を目的に「九州貸切バス適正化センター」がバス事業者団体により設立され、貸切バス事業者への巡回指導を実施している。



3. タクシー事業の概況

平成30年3月末時点で県内のタクシー事業者は、法人138社、2,530両、個人タクシー455両となっている。法人タクシーでは保有車両数10両以下の小規模事業者が46%を占めている。

また、身体障害者等の「移動制約者」の輸送に特化した福祉輸送限定のタクシー事業者は、平成30年3月末時点で139社、238両となっている。

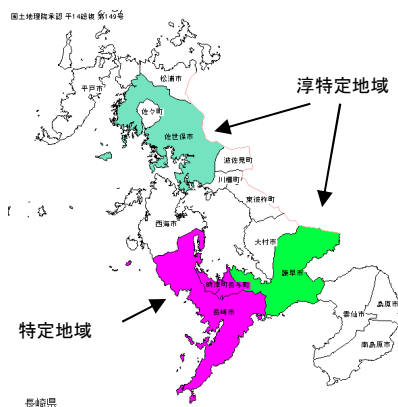


市郡別タクシー事業者数及び車両数

(平成30年3月末現在)

市郡別		人口 (千人)	一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送限定を除く。)						福祉輸送限定基準	
			事業者数		車両数			一車当たり人口	事業者数	車両数
			法人	個人	法人	個人	計			
市部	長崎	418	36	321	942	321	1,263	331	41	77
	佐世保	249	20	99	525	99	624	399	22	37
	島原	44	7		90		90	489	6	14
	諫早	135	6		171		171	790	17	28
	大村	93	5		129		129	721	8	12
	平戸	30	5		34		34	882	4	6
	松浦	22	5		31		31	710	2	1
	対馬	29	13		59		59	492	6	5
	壱岐	25	6		45		45	556	1	1
	五島	35	9		90		90	389	7	8
	西海	27	4		30		30	900	0	0
	雲仙	42	9		54		54	778	5	7
	南島原	44	12		64		64	688	7	14
	市部合計	1,198	137	420	2,264	420	2,684	446	126	210
	郡部	西彼杵	71	3	37	151	37	188	378	9
東彼杵		36	4		45		45	800	3	5
北松浦		16	4		28		28	571	1	1
南松浦		18	6		42		42	429	3	7
郡部合計		142	17	37	266	37	303	469	16	28
長崎交通圏		489	39	358	1,093	358	1,451	337		
島原交通圏		130	28		208		208	625		
県 合 計		1,341	154	457	2,530	457	2,987	449	142	238

- ・人口は長崎県発表の平成29年4月1日現在推計人口。
- ・事業者数、車両数は、1事業者において複数営業所がある場合、各市郡に計上。
- ・福祉輸送限定の事業者数、車両数は一般タクシー事業者も含む。



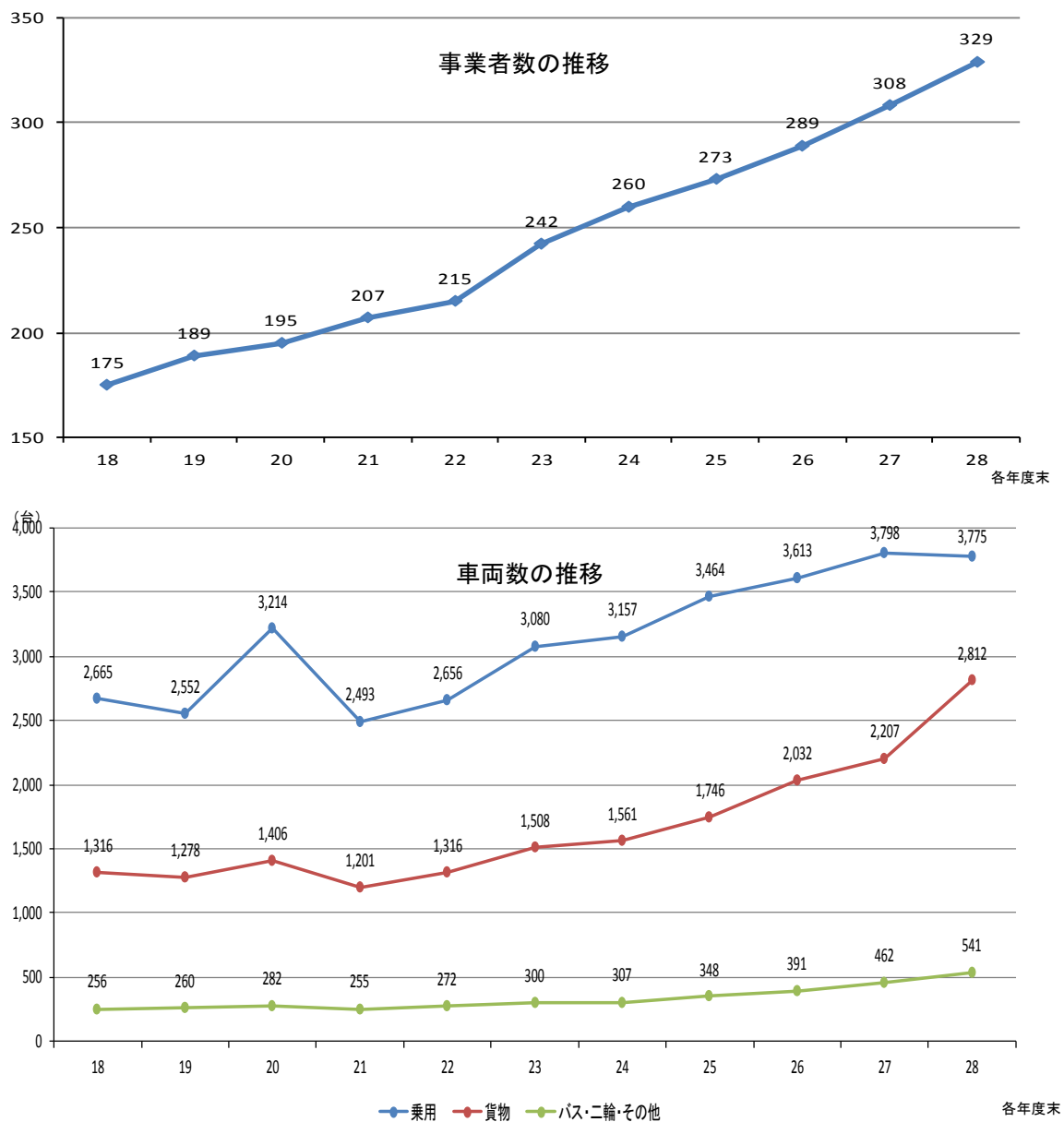
改正タクシー特措法への対応

- ・(平成26年1月)改正タクシー業務適正化特措法施行。長崎交通圏、佐世保市、諫早市の3地域が準特定地域として指定
- ・平成27年8月、長崎交通圏が「特定地域」に指定
- ・平成29年3月、長崎交通圏「認可特定地域計画」に基づき車両数削減、活性化措置を取組中。
- ・平成30年7月、長崎交通圏の特定地域の指定期限延長

4. レンタカー事業の概況

自動車の保有に対する消費者の価値観の変化などにより、レンタカーやカーシェアリングへの需要が年々高まっている。

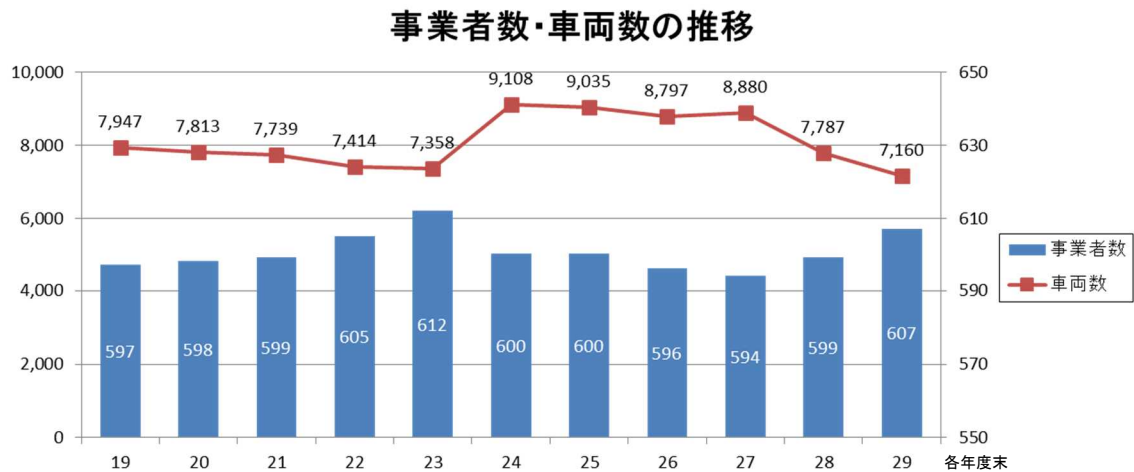
県内には観光地が点在しており、また、多数の離島を抱えていることから、主に空港や港からの移動手段としてレンタカーが利用されている。



(出典：九州運輸要覧)

5. トラック事業の概況

平成30年3月末現在の県内のトラック事業者は、一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者を合わせて607者7,160両です。また、貨物軽自動車運送事業者は1,848者2,779両となっている。



「トラック輸送における取引環境・労働時間改善長崎県地方協議会」の取組み

トラック運送業においては、総労働時間が長く、荷主都合による手待ち時間や、手積み卸し作業などにより荷役時間が増加するなど運送事業者の努力だけでは改善が困難な状況下で、学識経験者・荷主を含めた関係者で構成される協議会を中央及び各県に設置し、一体となり改善を図っていくこととして平成27年に設置。

また、トラック運送業におけるドライバー不足は深刻で、労働環境改善は不可欠となっていることから、荷主企業と運送事業者が一体となって荷役作業の効率化等長時間労働の改善に取り組むことが重要となっている。

安全性優良事業所（Gマーク認定制度）について

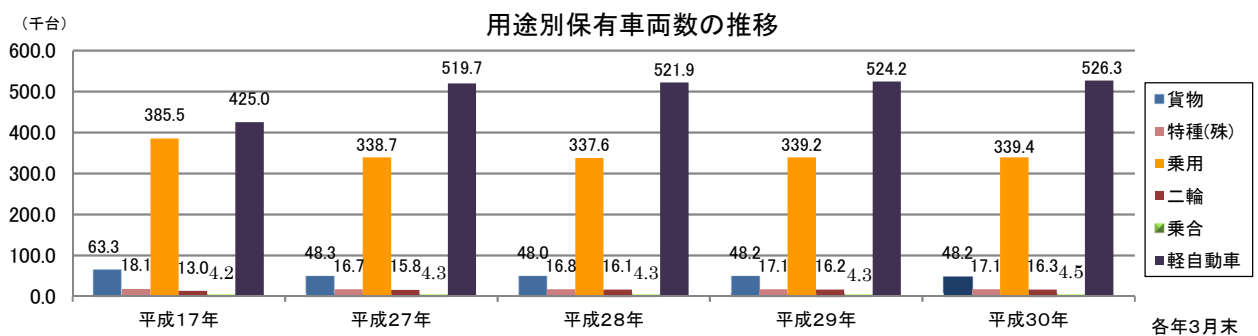
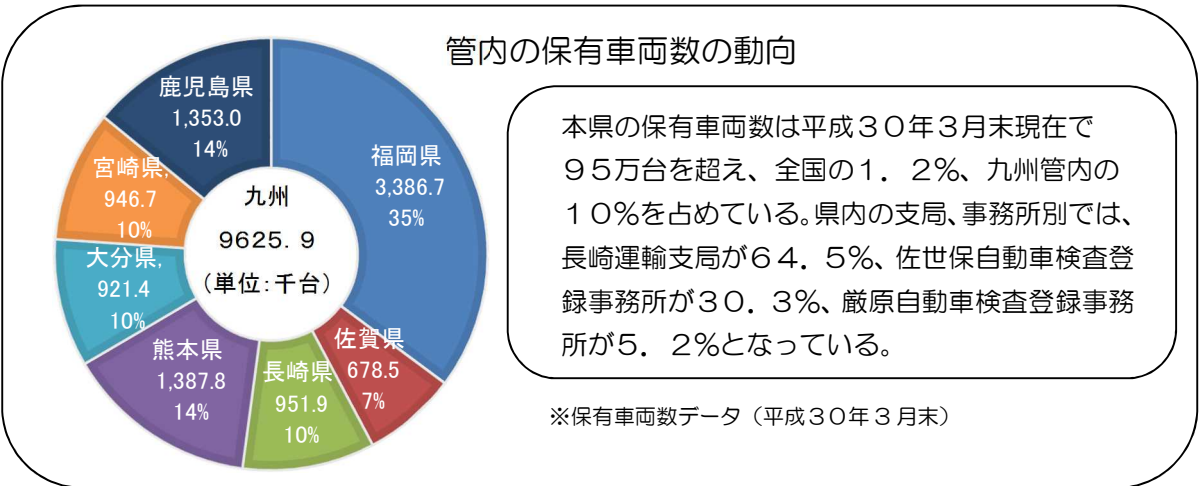
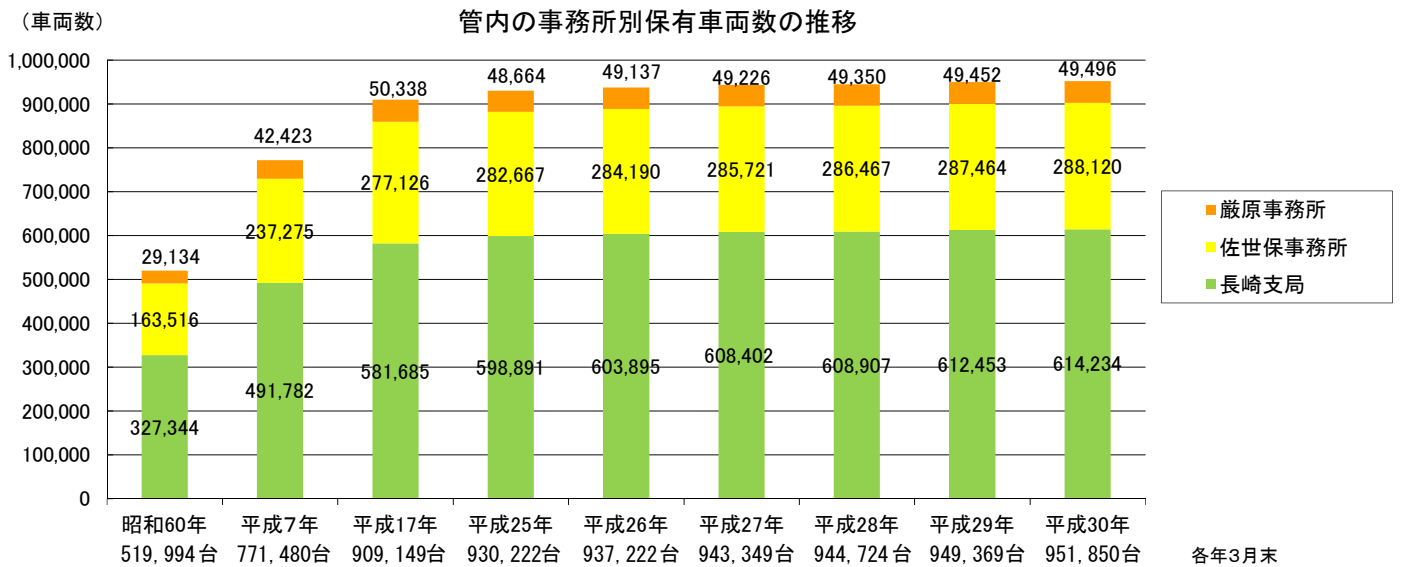


公益社団法人全日本トラック協会では、利用者がより安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするため、国土交通省、学識経験者、荷主団体、消費者団体等から構成される安全性評価委員会において、事業者の安全性を評価し、認定し、公表する「安全性優良事業所」（Gマーク）認定制度を平成15年7月から開始。

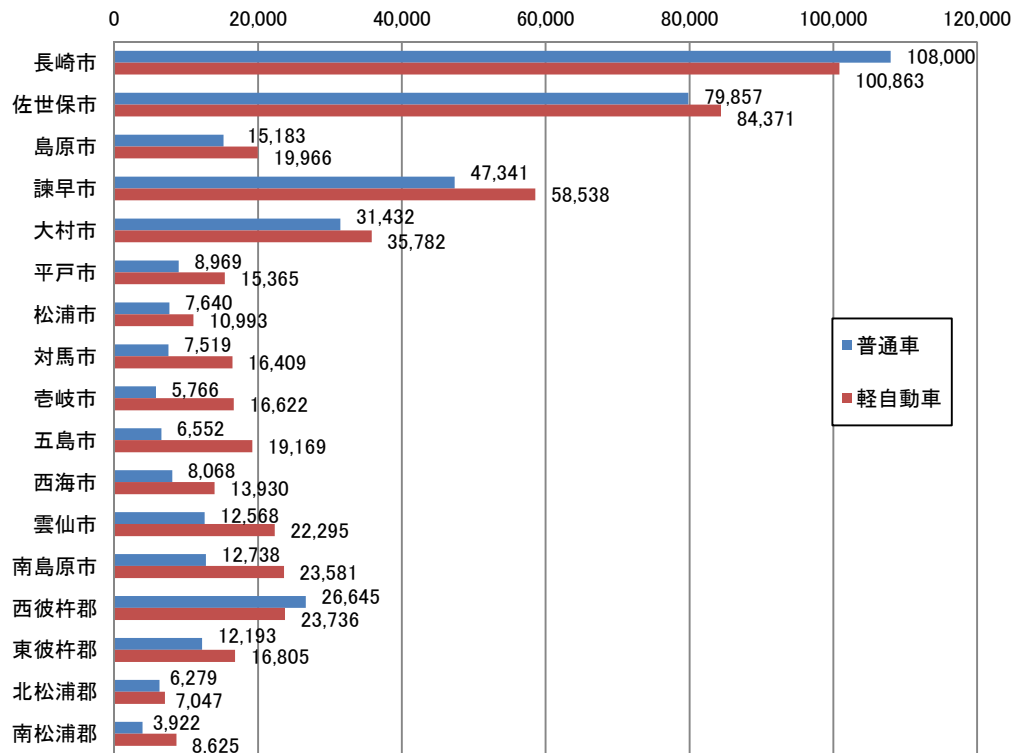
長崎県においては、平成30年12月13日現在、175事業所が認定を受けている。

1. 自動車登録の概況

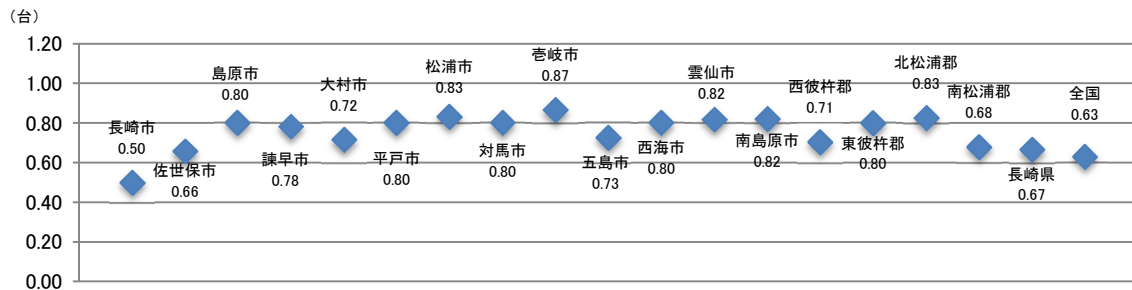
自動車の登録制度は、自動車に関する所有権や抵当権の公証を行う民事上の目的と、保有実態の把握・盗難の防止等の行政上の目的を有しており、「クルマ社会」の秩序を支える制度基盤となっている。



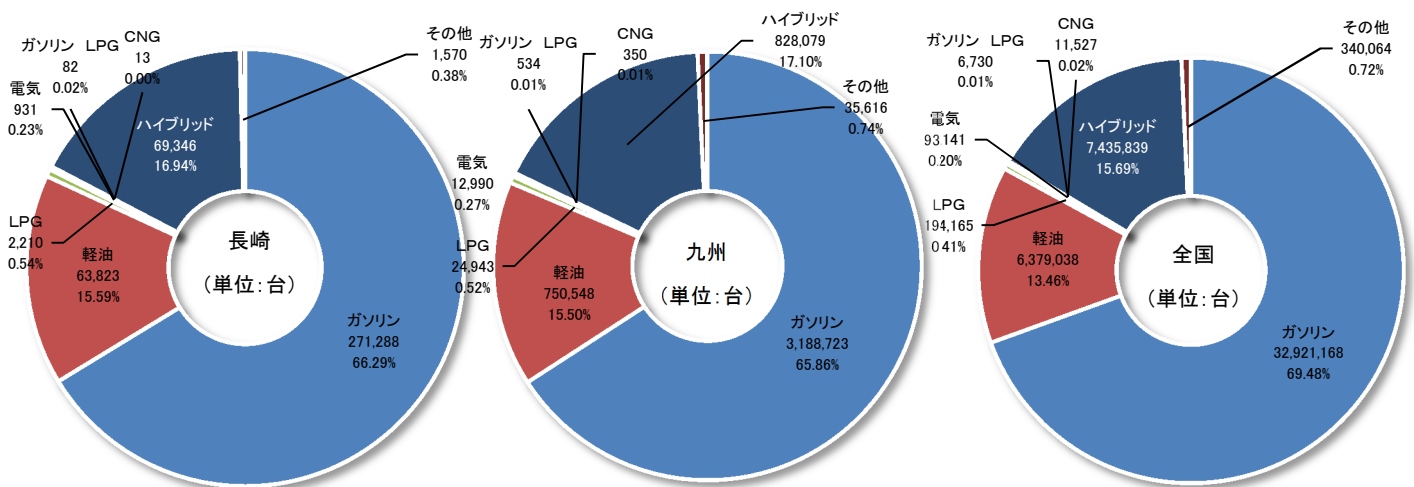
市郡別自家用自動車保有台数



市郡別一人あたりの自家用自動車保有台数

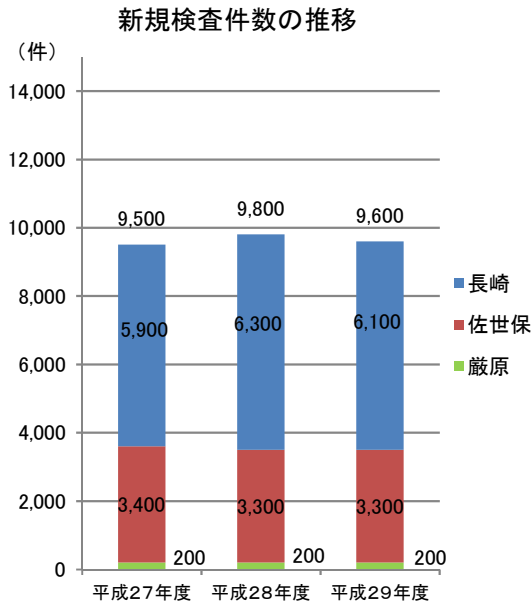


燃料別エコカー等の割合

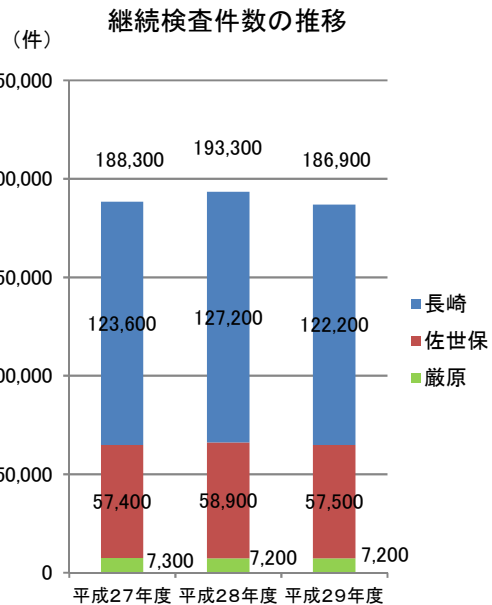


1. 自動車検査業務の概況

自動車の安全性確保と公害防止を図るため、新規検査、継続検査、構造等変更検査などを実施している。



※車両を持ち込まない新車の新規検査を除く

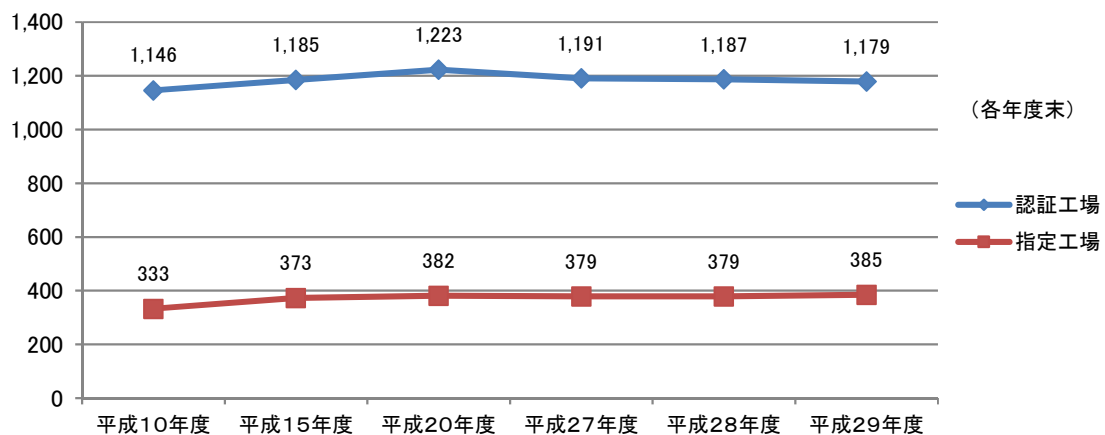


※適合証による継続検査及び車両持ち込みによる継続検査の合計

2. 自動車整備事業関係業務の概況

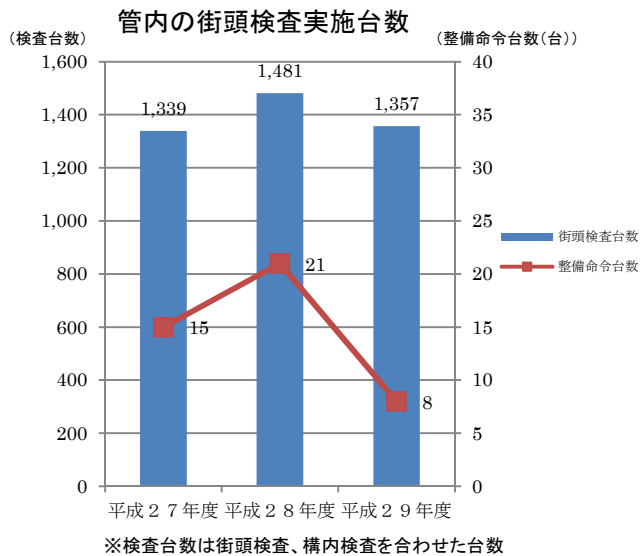
自動車分解整備事業の「認証」を受けた事業場は、平成30年3月末時点で1,179事業場となっており、指定自動車整備事業の「指定」を受けた事業場は385事業場となっている。

指定整備工場で行われる継続検査の割合は全継続検査のうち、約7割を占めている。



3. 街頭検査に関する実施状況

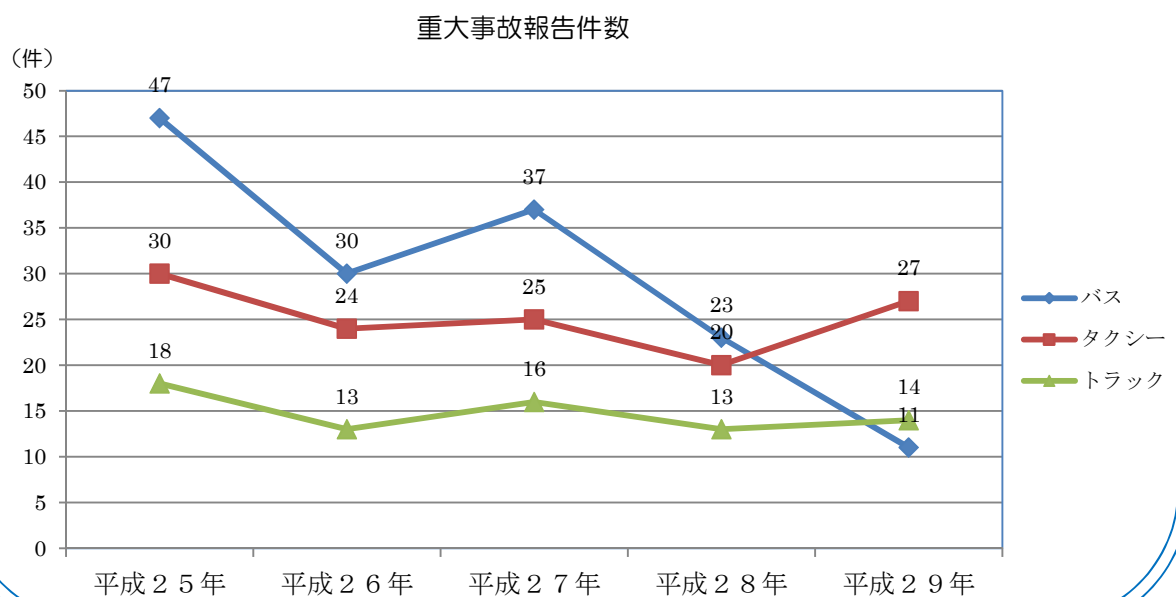
交通安全運動期間中などに街頭検査を実施し、また、運輸支局・自動車検査登録事務所構内の車両についても、適宜、構内検査を実施しており、不正改造車・整備不良車の排除に努めている。



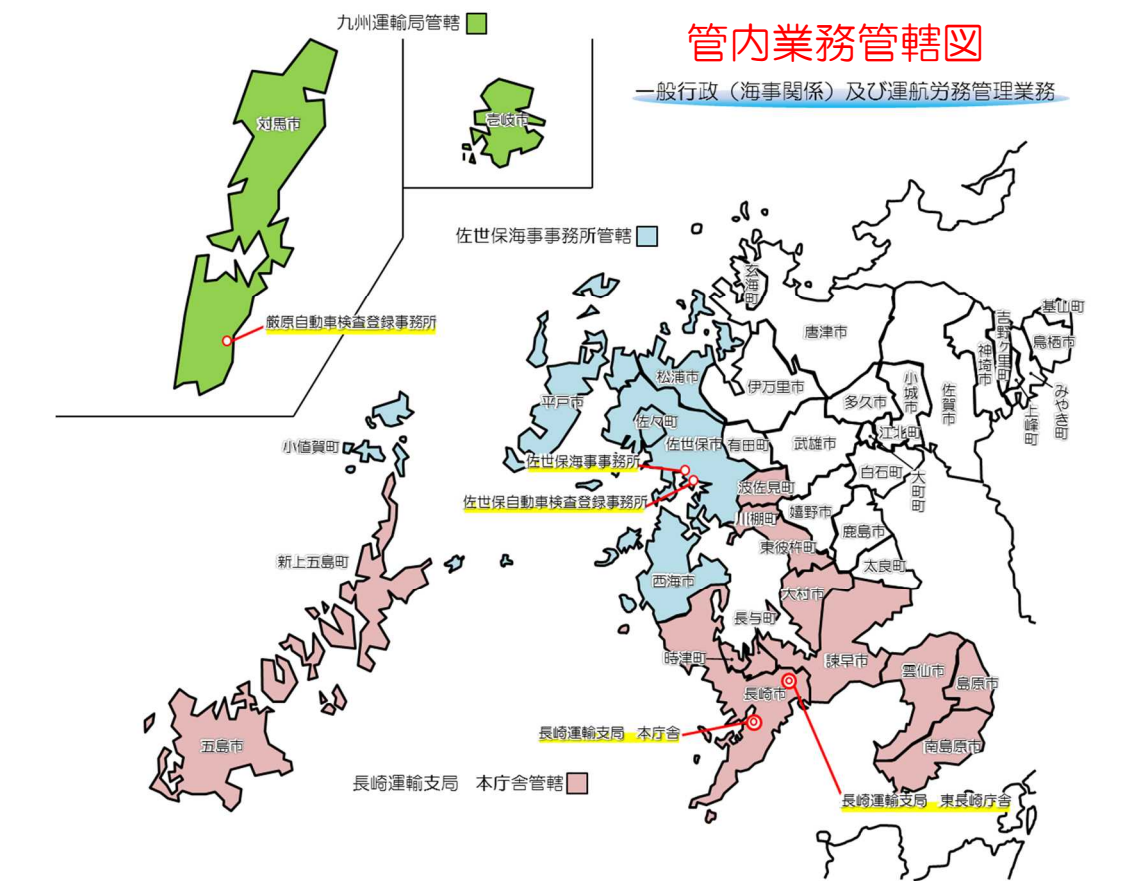
街頭検査を実施している様子

事業用自動車の重大事故

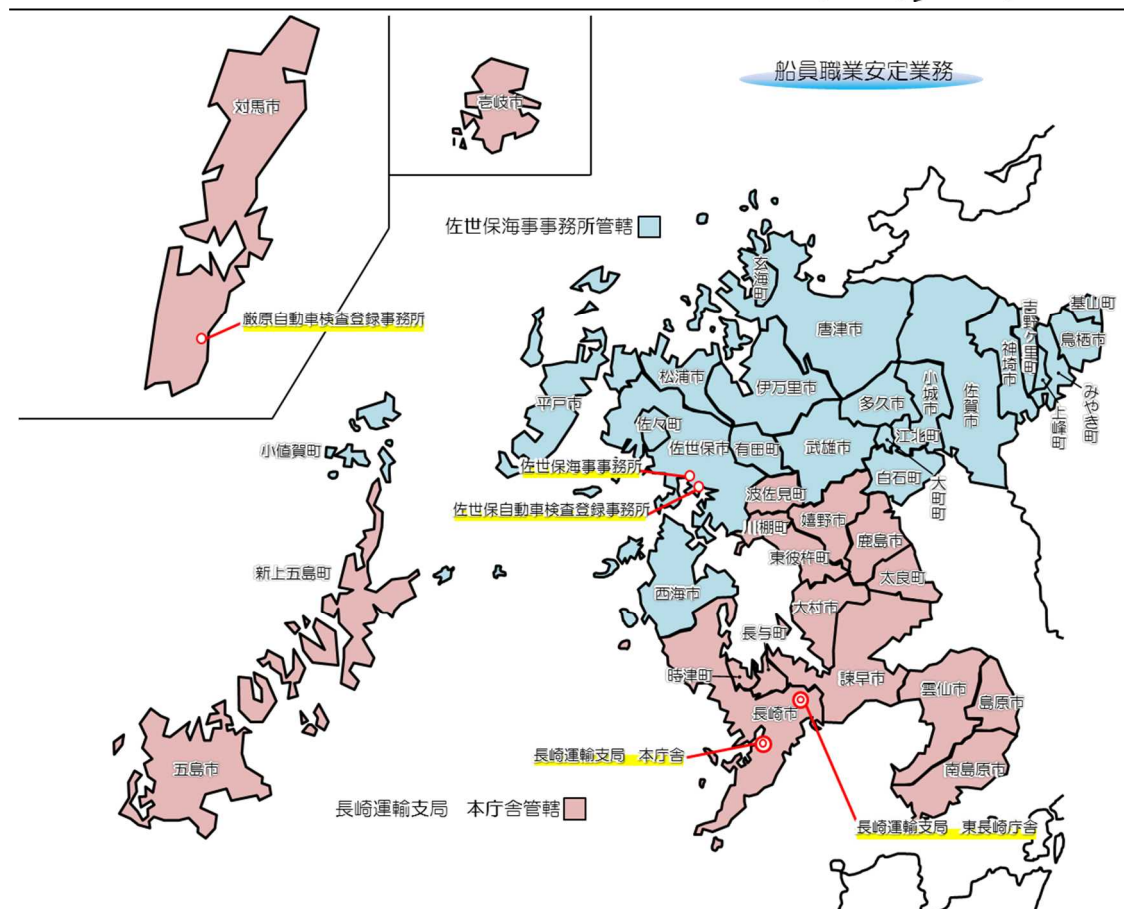
長崎県内の事業用自動車を運行する事業者は、重大事故が発生した際に「自動車事故報告規則」に基づき、長崎運輸支局に事故報告を提出しなければならないこととなっている。

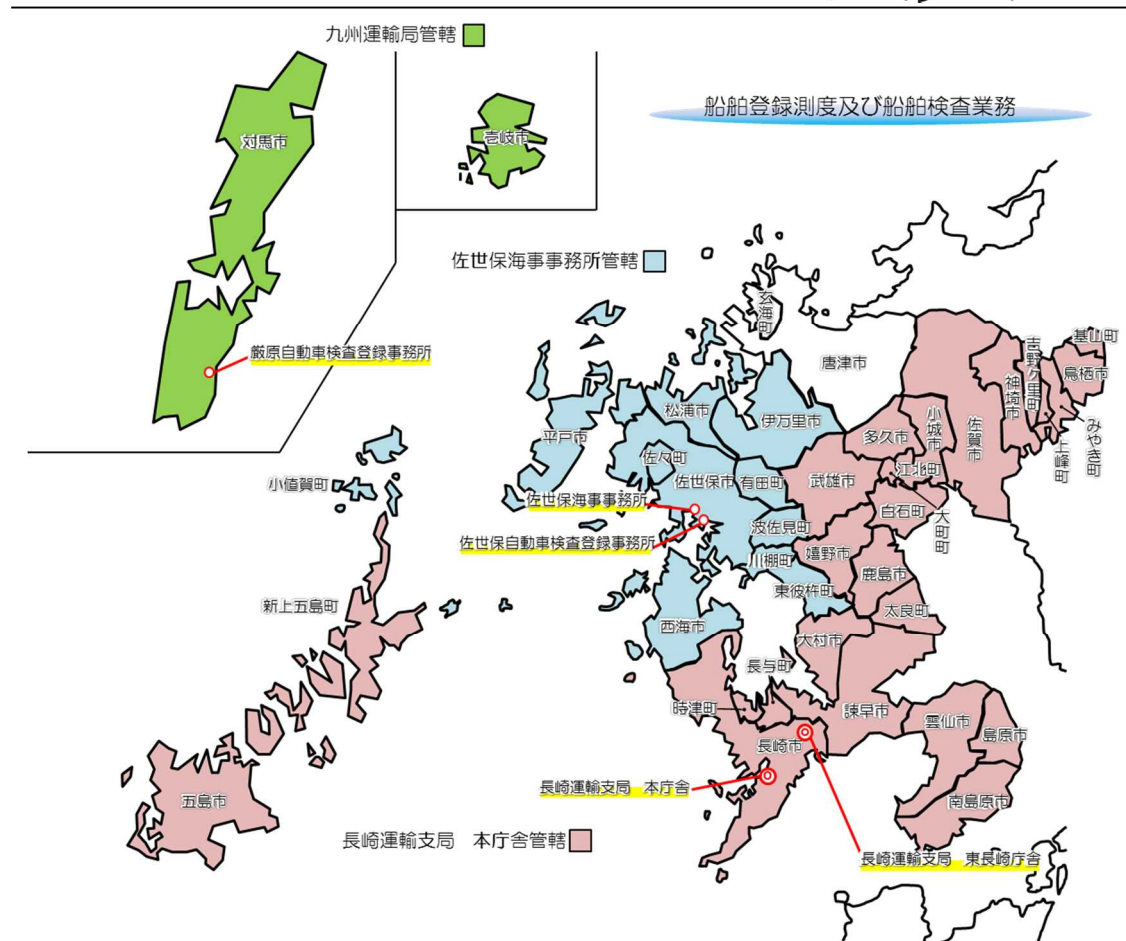
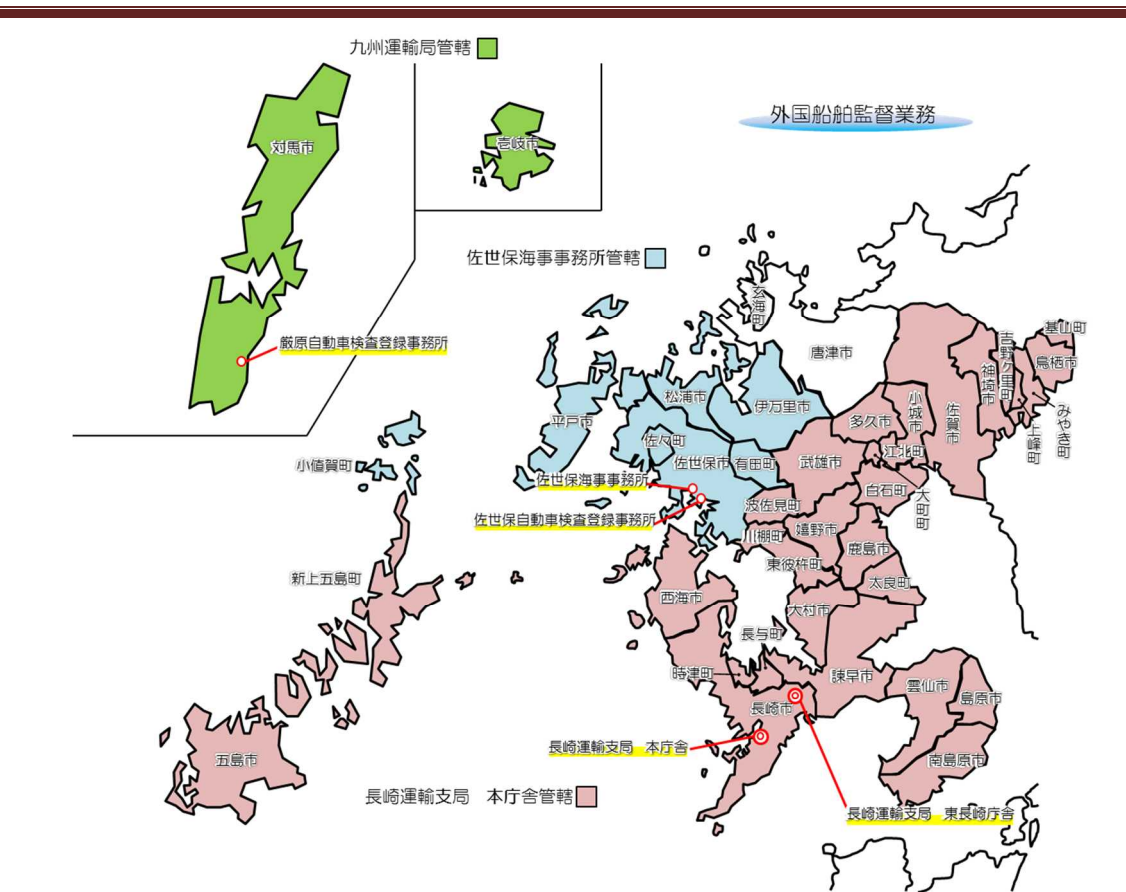


一般行政（海事関係）及び運航労務管理業務



船員職業安定業務





沿 革（○印は東長崎庁舎関係）

明治	20	年	4	月	長崎市出島に通信省長崎司検所が設置され、海員の技術試験及び船舶検査業務を所掌。
明治	24	年	7	月	船舶司検所官制施行に伴い、長崎船舶司検所（通信省所管）と改称され、海員及び水先人試験、審問、船舶検査、測度、造船監査業務を所掌。
明治	32	年	6	月	海事局官制施行に伴い、長崎船舶司検所が廃庁となり、長崎海事局が新たに設置され、船舶法及び船員法関係業務が所掌に加わる。
明治	33	年			長崎海事局の庁舎を新地に移転。
明治	43	年	4	月	地方通信監理局官制施行に伴い、長崎海事局は廃庁となり、九州通信監理局海事部（在長崎）を新たに設置。
大正	2	年	6	月	官制改正に伴い、九州通信局海事部と改称。
大正	8	年	5	月	官制改正に伴い、熊本通信局海事部と改称。
昭和	2	年	10	月	熊本通信局海事部を長崎から門司へ移転、熊本通信局海事部長崎出張所と改称。
昭和	16	年	12	月	海務局官制制定に伴い、門司海務局が設置され、海事部業務を所掌することとなり、門司海務局長崎支局を設置。
昭和	18	年	11	月	官制改正に伴い、運輸通信省が新設され、税関業務を合併して門司海運局長崎支局と改称。 長崎駅・佐世保・崎戸・勝本の各出張所を設置。
昭和	19	年	6	月	長崎支局に口之津出張所を設置。
昭和	20	年	5	月	長崎支局佐世保出張所は門司海運局佐世保支局となり、崎戸出張所を佐世保支局に移管。
昭和	20	年	6	月	官制改正に伴い、運輸省九州海運局長崎支局及び佐世保支局と改称。
昭和	21	年	6	月	官制改正に伴い、関税業務を大蔵省へ移管。 長崎支局長崎駅出張所を廃止。
○ 昭和	22	年	3	月	鉄道局の地方官署として、長崎市に長崎自動車事務所が設置され、臨時物資調整法に基づく配給事務を所掌。
昭和	22	年	4	月	長崎支局口之津出張所を廃止。
○ 昭和	22	年	5	月	新たに自動車運送事業及び軽車両運送事業の管理事務を所掌。
昭和	22	年	9	月	長崎支局勝本出張所を厳原支局に移管。
昭和	22	年	11	月	長崎支局島原・西有家・口之津・小長井・大村・瀬戸・亀岳・岐宿・福江の各出張所を設置。 佐世保支局相浦出張所を設置。
○ 昭和	23	年	1	月	長崎自動車事務所が廃止され、長崎市羽衣町に長崎道路運送監理事務所が設置される。
昭和	23	年	2	月	佐世保支局に平戸・大島・臼浦・志佐・江迎の各分室を配置。
昭和	23	年	12	月	長崎支局に公共船員職業安定所を設置。 佐世保支局川内分室を配置。
昭和	24	年	6	月	長崎支局小長井・瀬戸・亀岳の各出張所を廃止。

- 昭和 24 年 6 月 運輸省設置法の改正に伴い、地方支分部局として福岡陸運局が設置され、鉄道、通運、倉庫、自動車業務を所掌。
- 昭和 24 年 8 月 長崎道路運送監理事務所を福岡陸運局長崎分室に改称。
- 昭和 24 年 9 月 佐世保支局江迎・川内の各分室を廃止。
- 昭和 24 年 11 月 政令改正に伴い、陸運局分室が廃止され、新たに、地方自治法附則に伴い、長崎県陸運事務所が設置される。
- 昭和 26 年 1 月 佐世保支局平戸分室を廃止。
- 昭和 26 年 6 月 長崎支局大村・西有家・岐宿の各出張所を廃止。
- 昭和 27 年 8 月 公共船員職業安定所は海運局内部組織となり、船員職業安定所と改称。
佐世保支局崎戸・志佐の各出張所を廃止。
- 昭和 28 年 3 月 佐世保支局臼浦出張所を廃止。
佐世保支局崎戸出張所を設置。
- 昭和 28 年 4 月 長崎支局稲佐分室を設置。
- 昭和 30 年 9 月 長崎支局稲佐分室を廃止。
- 昭和 31 年 1 月 長崎支局島原出張所を廃止し、口之津出張所は分室となる。
長崎支局漁港分室を設置。
佐世保支局大島出張所を廃止。
佐世保支局平戸出張所を設置。
- 昭和 32 年 7 月 長崎支局に次長を配置。
- 昭和 33 年 1 月 長崎支局口之津分室を廃止。
- 昭和 37 年 6 月 長崎支局の庁舎を新地から松が枝町(長崎港湾合同庁舎)に移転。港湾合同庁舎の管理官庁となる。
- 昭和 39 年 6 月 船員労務官制度が組織化され、専任の船員労務官を配置。
- 昭和 40 年 4 月 長崎県条例の一部改正に伴い、長崎県陸運事務所厳原出張所を設置。
- 昭和 42 年 3 月 長崎県陸運事務所を羽衣町から平間町に移転。
- 昭和 43 年 10 月 長崎県条例の一部改正に伴い、長崎県陸運事務所佐世保支所を設置。
- 昭和 44 年 4 月 佐世保支局相浦・崎戸の各出張所を廃止。
- 昭和 44 年 10 月 長崎支局漁港分室を廃止。
- 昭和 45 年 4 月 佐世保支局平戸出張所を廃止。
- 昭和 46 年 4 月 長崎支局福江出張所を廃止。
佐世保支局庁舎を干尽町(佐世保港湾合同庁舎)に移転。
- 昭和 59 年 7 月 運輸省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、九州海運局と福岡陸運局が統合し、九州運輸局を設置。
九州海運局長崎支局は九州運輸局長崎海運支局、九州海運局佐世保支局は九州運輸局佐世保海運支局と改称。
長崎支局次長を廃止。

- 昭和 60 年 4 月 道路運送法等の改正に伴い、長崎県陸運事務所は九州運輸局長崎陸運支局、佐世保支所は九州運輸局長崎陸運支局佐世保自動車検査登録事務所、厳原出張所は九州運輸局長崎陸運支局厳原自動車検査登録事務所にそれぞれ改称。
- 平成 元 年 3 月 長崎陸運支局の庁舎を平間町から中里町に移転。
- 平成 5 年 4 月 長崎海運支局に船舶検査次長を配置。
- 平成 9 年 4 月 組織改正に伴い、長崎陸運支局登録課を廃止、自動車登録官とし、前任自動車登録官を配置。
- 平成 13 年 1 月 中央省庁再編により、運輸省が国土交通省となる。
- 平成 13 年 4 月 長崎海運支局に外国船舶監督官を配置。
- 平成 14 年 7 月 国土交通省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、長崎海運支局と長崎陸運支局が統合し九州運輸局長崎運輸支局（本庁舎・東長崎庁舎）と改称。
 佐世保海運支局は長崎運輸支局佐世保海事事務所へ、長崎陸運支局佐世保自動車検査登録事務所は長崎運輸支局佐世保自動車検査登録事務所へ、長崎陸運支局厳原自動車検査登録事務所は長崎運輸支局厳原自動車検査登録事務所へそれぞれ改称。
 長崎海運支局船員職業安定所を船員課に統合し、長崎運輸支局に総務企画課及び企画調整官を配置。
 自動車検査独立行政法人が設置され、東長崎庁舎内に自動車検査独立行政法人九州検査部長崎事務所が組織され自動車検査業務等を所掌することとなった。
- 平成 17 年 4 月 海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律の施行に伴い、船員労務官を改組し運航労務監理官を配置。
- 平成 18 年 7 月 組織改正により、課制を改めスタッフ制となる。

総務企画担当

名 称	郵便番号	住 所	代表者名	電話番号	FAX
長崎港「海の日」協賛会	〒850-8685	長崎市桜町 2-22 長崎市建設局都市計画部 都市計画課内	田上 富久	095-829-1169	095-829-1168
(一社)全国旅行業協会 長崎県支部	〒850-0874	長崎市魚の町 3-33 長崎県建設総合会館 4 階	岩本 公明	095-825-2100	095-825-2700
(一社)長崎県観光連盟	〒850-8570	長崎市尾上町 3 番 1 号 長崎県庁 5 階	宮脇 雅俊	095-826-9407	095-824-3087
(一社)長崎国際観光コンベンション協会	〒850-0862	長崎市出島町 1-1 長崎出島ワープ 2 階	村木 昭一郎	095-823-7423	095-824-9128
(公財)佐世保観光コンベンション協会	〒857-0863	佐世保市三浦町 21-1JR 佐世保駅構内	飯田 満治	0956-23-3369	0956-23-6750
長崎県倉庫協会	〒850-0035	長崎市元船町 14-38 長崎倉庫(株)内	辻 宏成	095-823-4590	095-893-8120
長崎県冷蔵倉庫協会	〒851-2211	長崎市京泊 3-3-1 関連棟 B-1	阿部 浩明	095-850-8501	095-850-8526

運航担当

名 称	郵便番号	住 所	代表者名	電話番号	FAX
長崎地区海運組合	〒850-0035	長崎市元船町 6-6	日向 啓	095-822-0946	095-822-1711
長崎旅客船協会	〒850-0035	長崎市元船町 16-12	村木 昭一郎	095-822-1300	095-822-3043
長崎港運協会	〒850-0961	長崎市小ヶ倉町 3-76-120	中部 憲一郎	095-834-5255	095-878-9400

船舶担当

名 称	郵便番号	住 所	代表者名	電話番号	FAX
長崎県造船協同組合	〒850-0034	長崎市樺島町 2-11 造船組合ビル	井筒 龍介	095-822-2483	095-826-0314
長崎県金属工業協同組合	〒854-0063	諫早市貝津町 2148 番地 2	原田 功	0957-26-1900	0957-26-0064
協同組合三菱長船協力会	〒850-0063	長崎市飽の浦町 1-1 三菱長崎造船所構内	田崎 正志	095-861-6543	095-862-6712
長崎漁船装備品工業協同組合	〒850-0961	長崎市小ヶ倉町 3-81-2	檜山 和久	095-878-4156	095-878-4157
長崎船機メンテナンス協同組合	〒852-0985	長崎市平瀬町 1-8	川西 弘二	095-842-0650	095-865-7369
島原ドック協業組合	〒855-0832	島原市湊町 5-2	中村 光伸	0957-63-3851	0957-62-7006
長崎県アジア産業交流協同組合	〒852-8132	長崎市大橋町 10-22	本田 文昭	095-841-7622	095-841-7633
(社)日本造船協力事業者団体連合会九州支部	〒857-2494	西海市大島町 1605-1 大島造船所構内	山岡 正人	0959-34-3200	0959-34-5727
九州船用工業会長崎支部	〒850-0933	長崎市西琴平町 1-5	森田 和広	095-828-6646	095-822-4162
(一財)日本モーターボート協会大村支部	〒856-0834	大村市玖島 1-15-1	濱口 浩	0957-52-6194	0957-53-7679
日本小型船舶検査機構長崎支部	〒859-0401	諫早市多良見町化屋 1852-2	山根 廣治	0957-43-5090	0957-43-5250
全国造船安全衛生対策推進本部九州・山口総支部	〒850-8610	長崎市飽の浦町 1 番 1 号三菱長崎造船所総務安全衛生課 気付	宮崎 正生	095-828-4605	095-828-7193

船員担当

名称	郵便番号	住 所	代表者名	電話番号	FAX
全日本海員組合長崎支部	〒850-0861	長崎市江戸町 1-18	松本 順一	095-823-7251	095-821-4216
長崎県以西底曳網漁業協会	〒851-2211	長崎市京泊 3 丁目 3-1 山田水産(株)内	山田 浩一郎	095-850-4300	095-850-4357
(一社)長崎県旋網漁業協同組合	〒851-2211	長崎市京泊 3 丁目 3-1	近藤 直美	095-850-4196	095-850-4197
船員災害防止協会九州支部長崎地区支部	〒851-2211	長崎市京泊 3 丁目 3-1 長崎県以西底曳網漁業協会内	山田 浩一郎	095-850-4300	095-850-4357
長崎地区船員労働安全衛生協議会	〒850-0921	長崎市松が枝町 7-29 長崎運輸支局内	山田 浩一郎	095-822-4403	095-827-4869
株式会社日本船舶職員養成協会西日本長崎事務所	〒850-0055	長崎市中町 1-25MJM 中町ビル	中野 隆	095-832-8850	095-832-8110
長崎水先区水先人会	〒850-0843	長崎市常盤町 1-60 長崎港常盤ターミナルビル	西浦 恒栄	095-823-6465	095-823-3071

輸送・監査担当

名称	郵便番号	住 所	代表者名	電話番号	FAX
(一社)長崎県バス協会	〒850-0032	長崎市興善町 4-6	川口 博樹	095-822-9018	095-826-6411
(一社)長崎県タクシー協会	〒851-0103	長崎市中里町 1576-6	四元 永生	095-838-2664	095-839-8400
長崎県個人タクシー協会	〒850-0834	長崎市上小島 4 丁目 4-20	嶋田 志可夫	095-827-5390	095-828-8741
(公社)長崎県トラック協会	〒851-0131	長崎市松原町 2651-3	塚本 政治	095-838-2281	095-839-8508
(一社)長崎県レンタカー協会	〒851-0103	長崎市中里町 1576-6	久壽米木 澄雄	095-837-8610	095-837-8614

登録担当

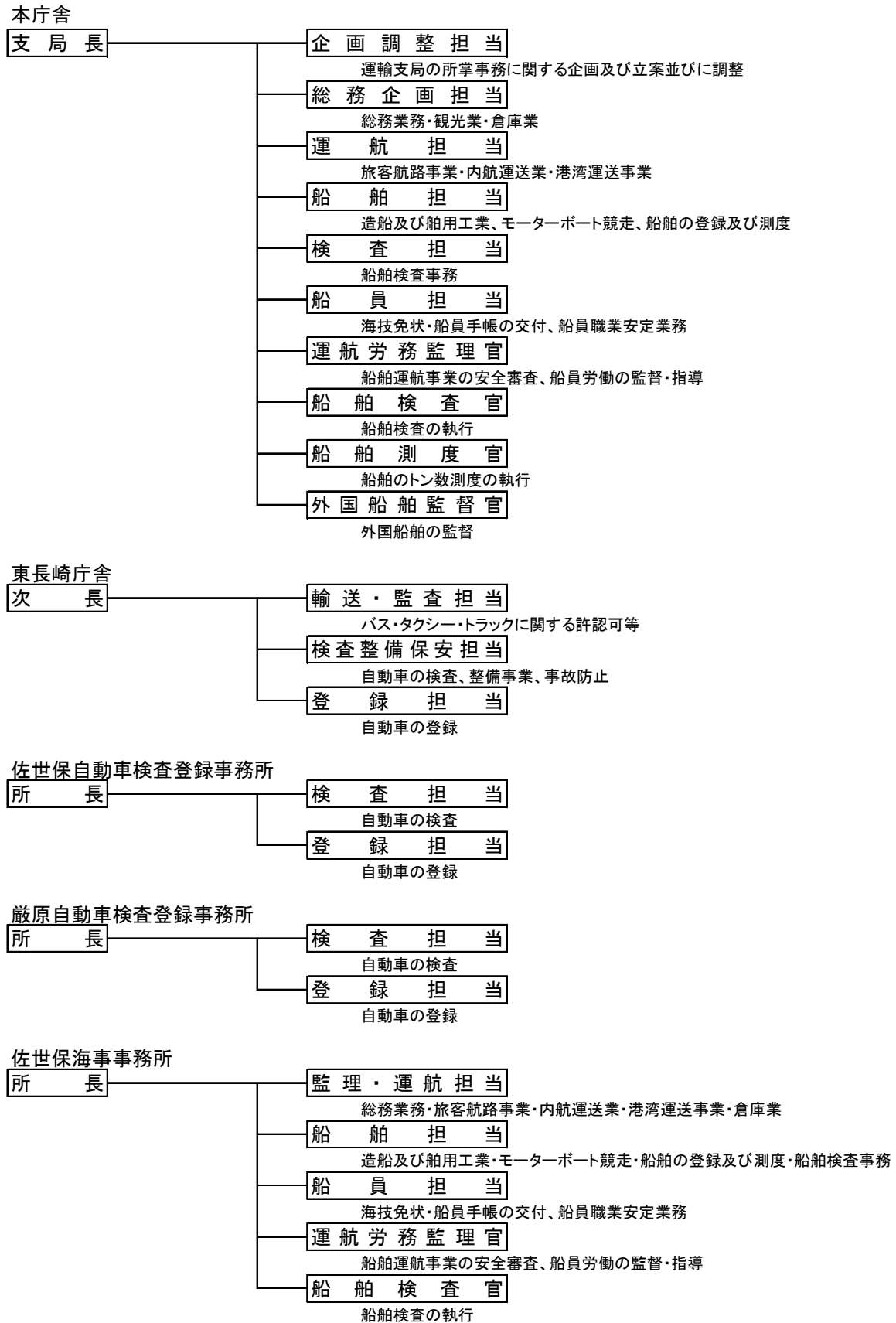
名 称	郵便番号	住 所	代表者名	電話番号	FAX
(一財)九州陸運協会長崎支部	〒851-0103	長崎市中里町 1576-5	井浦 晋	095-839-6534	095-839-3751
(一財)日本自動車査定協会長崎県支所	〒851-0103	長崎市中里町 1576-7	藤岡 良規	095-839-6878	095-839-6787
(一社)長崎県自動車協会	〒851-0103	長崎市中里町 1576-6	嶋崎 真英	095-838-2244	095-839-3980
(一社)佐世保自動車協会	〒857-1171	佐世保市沖新町 5-1	川添 忠彦	0956-32-2101	0956-32-2103
長崎県自動車販売店協会	〒851-0103	長崎市中里町 1576-7	円田 浩司	095-839-2611	095-839-2892
長崎県軽自動車協会	〒851-0103	長崎市中里町 1590-3	豊田 章夫	095-838-3244	095-839-3668
長崎県二輪車普及安全協会	〒851-0103	長崎市中里町 1590-3	高野 邦彦	095-838-3244	095-839-3668
長崎県中古自動車販売協会	〒856-0007	大村市草場町 512-3	東 明彦	0957-55-1133	0957-55-4501

整備担当

名 称	郵便番号	住 所	代表者名	電話番号	FAX
軽自動車検査協会長崎事務所	〒851-0103	長崎市中里町 1600-2	眞名子 邦彦	050-3816-1755	095-813-8882
軽自動車検査協会長崎事務所佐世保支所	〒857-1171	佐世保市沖新町 5-1	木下 哲也	050-3816-1756	0956-27-8789
軽自動車検査協会長崎事務所厳原分室	〒817-0032	対馬市厳原町久田 645-8	田淵 明	050-3816-1757	0920-53-4312
独立行政法人自動車事故対策機構長崎支所	〒850-0033	長崎市万才町 7-1 住友生命長崎ビル 11 階	富原 毅	095-821-8853	095-821-8854
(一社)長崎県自動車整備振興会	〒851-0103	長崎市中里町 1576-2	川上 清記	095-839-1177	095-839-6692
長崎県自動車車体整備協同組合	〒851-2125	西彼杵郡長与町三根郷 52-154	濱崎 勝行	095-885-7011	095-885-7022
長崎県自動車電装品整備商工組合	〒852-8105	長崎市目覚町 18-1	森 睦秀	095-844-8164	095-844-3942
(一社)日本自動車連盟長崎支部	〒850-0043	長崎市八千代町 2-13	藤岡 良規	095-811-2220	095-829-1333

佐世保海事事務所

名 称	郵便番号	住 所	代表者名	電話番号	FAX
佐世保港地方港湾審議会	〒857-0855	佐世保市新港町 8 番 1 号	朝長 則男	0956-22-6127	0956-22-6149
佐世保市海の日協賛会	〒857-0855	佐世保市新港町 8 番 1 号	朝長 則男	0956-22-6127	0956-22-6149
佐世保地区海運組合	〒857-0855	佐世保市新港町 8 番 23 号	大坪 武士	0956-23-6218	0956-23-6219
佐世保旅客船協会	〒857-0855	佐世保市新港町 8 番 1 号	木原 廣道	0956-22-6575	0956-24-1038
佐世保港運協会	〒857-0852	佐世保市干尽町 5-27	辻 宏成	0956-59-6260	0956-59-6261
佐世保地区造船工業協同組合	〒857-0852	佐世保市干尽町 6 番地の 3	田頭 慎一	0956-31-5126	0956-31-5196
九州船用工業会佐世保支部	〒859-3454	佐世保市針尾北町 813 番地 1	坂根 康伸	0956-58-5611	0956-58-5638
全国造船安全衛生対策推進本部九州・山口総支部 長崎支部	〒857-8501	佐世保市立神町 1 番地	石田 忠男	0956-25-9114	0956-25-9210
船員災害防止協会九州支部 佐世保地区支部	〒857-0855	佐世保市新港町 8 番 1 号	木原 廣道	0956-22-6575	0956-24-1038
佐世保船員労働安全衛生協議会	〒857-0855	佐世保市新港町 8 番 1 号	木原 廣道	0956-22-6575	0956-24-1038
佐世保水先区水先人会	〒857-0876	佐世保市塩浜町 6-2	岡田 幸次	0956-22-9059	0956-25-1508



長崎運輸支局・事務所所在地

○ 九州運輸局長崎運輸支局(本庁舎)

〒850-0921 長崎市松が枝町7-29
(長崎港湾合同庁舎4階)

TEL 095 (822) 0010 企画調整担当
総務企画担当
(822) 2800 運航担当
(822) 4400 船舶担当
(822) 0073 検査担当
(822) 4403 船員担当
運航労務監理官
(822) 0260 外国船舶監督官
FAX 095 (827) 4869



○ 九州運輸局長崎運輸支局(東長崎庁舎)

〒851-0103 長崎市中里町1368

TEL 095 (839) 4747 輸送・監査担当
(839) 4749 検査整備保安担当
050 (5540) 2083 登録関係コールセンター

検査インターネット予約

<https://www.yoyaku.naltec.go.jp/pc/reservationTop.do>

FAX 095 (839) 4154 輸送・監査担当
095 (839) 4804 登録・検査整備保安担当



○ 九州運輸局長崎運輸支局
佐世保自動車検査登録事務所

〒857-1171 佐世保市沖新町5-5

TEL 0956 (31) 8048
050 (5540) 2084 登録関係コールセンター

検査インターネット予約
<https://www.yoyaku.naltec.go.jp/pc/reservationTop.do>

FAX 0956 (31) 9636



○ 九州運輸局長崎運輸支局
厳原自動車検査登録事務所

〒817-0032 対馬市厳原町久田645-8

TEL 0920 (52) 0829
050 (5540) 2085 登録関係コールセンター

検査インターネット予約
<https://www.yoyaku.naltec.go.jp/pc/reservationTop.do>

FAX 0920 (52) 3199



○ 九州運輸局長崎運輸支局

佐世保海事事務所

〒857-0852 佐世保市干尽町4-1
(佐世保港湾合同庁舎3階)

TEL 0956 (31) 6165

FAX 0956 (31) 9361

